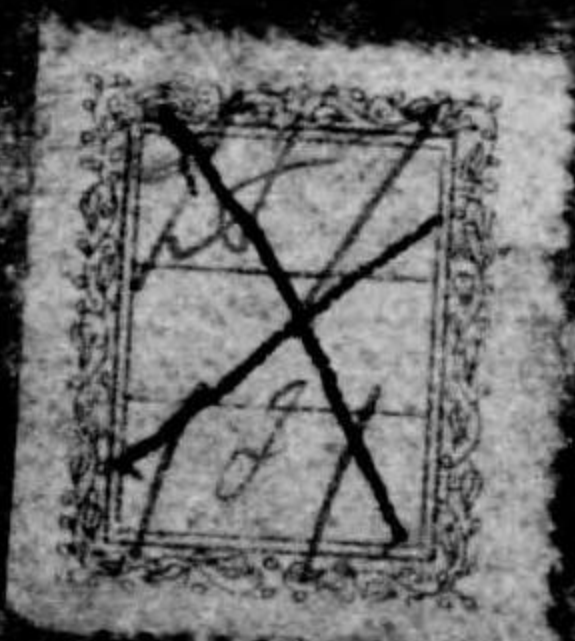
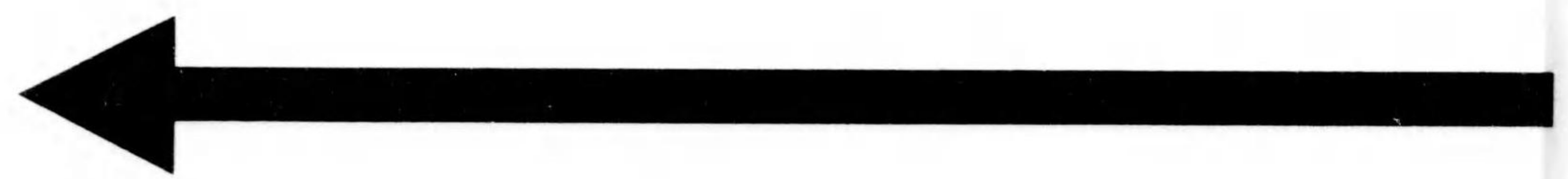
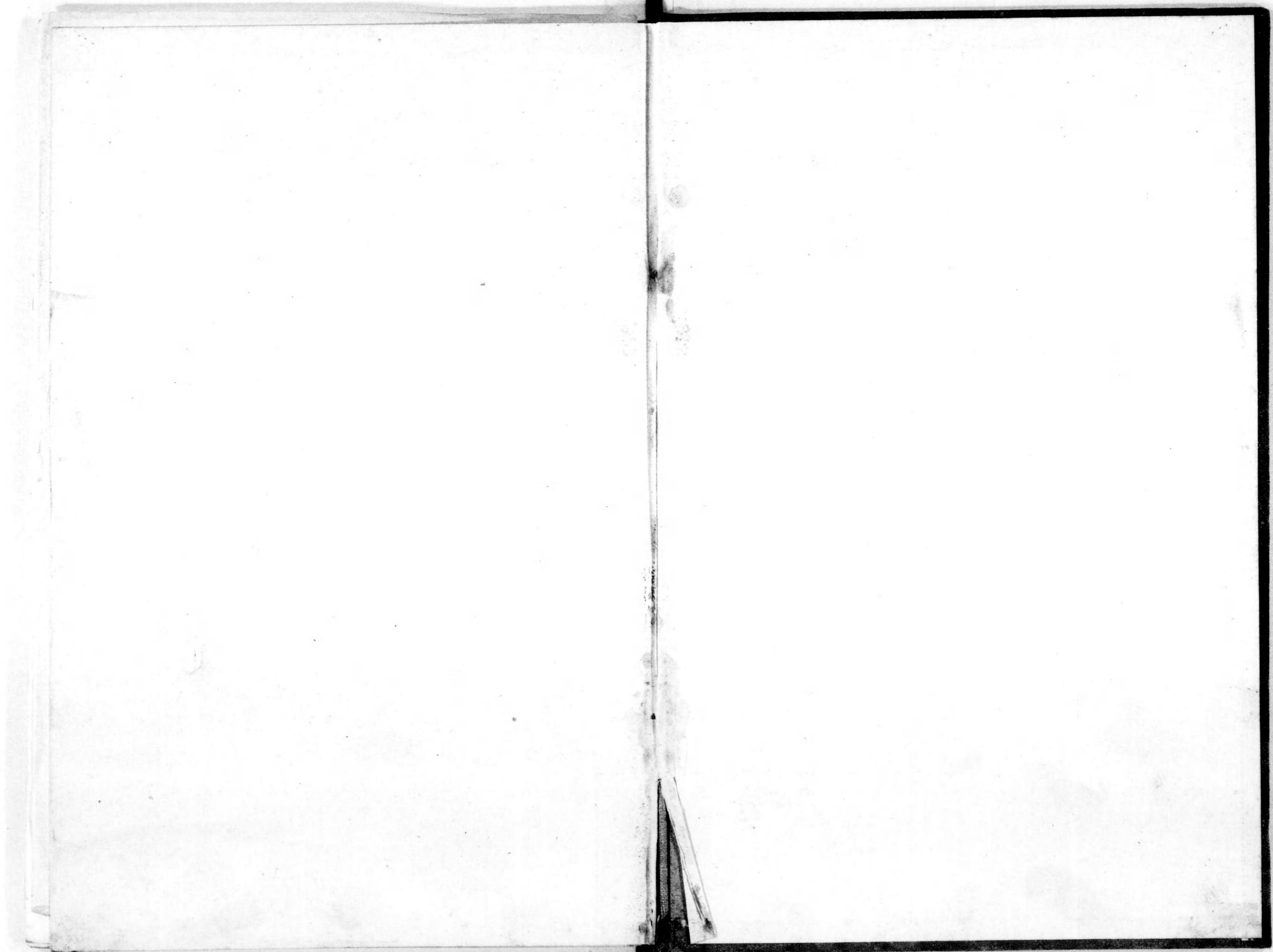


補訂
意大學濟經
士博學法
松秀村津
著



始





特105
382

法學博士津村秀松著

訂補
經濟學大意

東京 寶文館藏版

大正
11. 7. 20
内交



本書の改訂に就いて

著者、曩に國民經濟學原論を出すや、幸に江湖の歡迎するところとなりたるを以て、別に其の大意を收めて、一卷となし、初學者の便宜に供したり。本書の舊版、即ち是なり。

然るに著者は其の後研究せるところに基き、舊著國民經濟學原論に改訂を加へ、増補を爲して、昨冬新に訂正増補國民經濟學原論なるものを上梓しぬ。仍て本書も亦在來の儘に附すべきにあらざるを思ひ、前書の成ると與に、本書の改訂に従事し彼此相照應して大に其の面目を改めたるを信ず。

今本書中舊版に比し訂正増補せる主なる箇所を擧ぐれば、先づ第一編に於て、第二章に新に「財の功用と價值の一節」を加へ、第七章に於て、「各國の人口及び各國の人口増減」の二

節を、各國最近の人口統計に依つて改正し、マルサスの人口論の一節も、其の第三の論點を全部訂正したり。第二編に入つては、第九章生産の内に於て、生産の意義を改めたるが上に、新に「生産と營利」の一節を加へ、之に關聯して、從來「生産と自然の價値の増加」と題せる一節を、生産及び營利と功用及び價値の増加」と改め、又第十三章企業の所に至つては、第一節「企業と生産」の後半に於て、新に増補する所あり。殊に第三編に入つては、増補するところ著しく、第十五章價値の内に、新に長文の二節を設けて、「限界功用説」及び「限界價値説」を詳論せり。又使用價値と交換價値の説明に就きても、新に工夫するところあるのみならず、第十六章「價格の意義」に關し、半ば叙述を改めたり。更に第四編に於ては、第二十二章「賃銀のところ」に至りて、時間拂賃銀と個數拂賃銀との利

害の條項に就き改竄するところ多く、第五編消費に於ても、亦消費の意義を改めたり。

大正四年正月元旦

著 者 識

再度の改訂に際して

本書の生母とも謂ふべき拙著國民經濟學原論は今回第二回の訂正増補を受けて、世に出づることとなれり。依て本書にも、之に應じて改訂を行ひ、殊に所々に挿入する所の統計は、悉く最近の調査報告に基き、其の面目を一新することを期せり。

大正十年十二月二十一日

東京に於て

著者識

凡例

一、本書は、初めて經濟學を學ばんと欲する人々の爲めに、斯學の大意を講ずる目的を以て記述せしものなり。故に成る可く、難解の議論を避けて、普通の學説を採り、簡單にして明瞭なるを期せり。

二、本書は、大體に於て、著者が曩に世に公にせし所の國民經濟學原論の拔萃なり。故に論旨、用語、記述の順序等畧ぼ之に類するも、尙ほ簡明を期するの必要上、取捨加減せる所少からず。

三、本書は、各章節の終りに、拙著國民經濟學原論中の章節を参照として揚げて以て、本書に於て論ぜざる所又は論ずるも尙ほ盡さざる所を更に進みて研究せんとする人

凡例

凡例

人の便宜に供したり。

二

四、本書を教科書として採用する際には、本文のみにて事
足るべけれど、豫め教授者に於て、一通り國民經濟學原論
参照の章節並に傍註を讀了し置き便宜敷衍説明せらる
れば、一層興味多かるべし。

補訂 經濟學大意目次

第一編 總論

第一章 慾望

第一節 慾望と社會現象

第二節 慾望の種類と進化

第三節 經濟的慾望

第二章 財

第一節 財の意義

第二節 財の種類

第三節 經濟財

第四節 財の功用と價值

第三章 經濟行爲

目次

一

一
一
七
五
五
五
四
二
一
一
一〇
一〇

第一節 經濟行爲の意義……………一〇

第二節 經濟行爲と經濟主義……………一一

第四章 經濟……………一二

第一節 經濟の意義……………一二

第二節 經濟の種類……………一三

第五章 經濟の發達……………一五

第一節 經濟發達の順序……………一五

第二節 自給經濟時代……………一五

第三節 交通經濟時代……………一六

第四節 都府經濟時代……………一七

第五節 國民經濟時代……………一七

第六節 國民經濟發達の條件……………一八

第六章 天然……………一九

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

第一節 天然の意義……………一九

第二節 天然と國民經濟……………二〇

第三節 天然と人力……………二三

第七章 人口……………二四

第一節 人口と國民經濟……………二四

第二節 各國の人口……………二五

第三節 各國の人口増減……………二五

第四節 マルサスの人口論……………二六

第五節 マルサスの人口論批評……………二八

第八章 國家……………三一

第一節 國家と國民經濟……………三一

第二節 私有財産制と自由競争制……………三一

第三節 共產主義と社會主義……………三二

第四節 共產主義と社會主義の批評……………三三

第五節 現社會組織の改良……………三四

第二編 生産論……………三八

第九章 生産……………三八

第一節 生産の意義……………三八

第二節 生産の種類……………三九

第三節 生産と營利……………三九

第四節 生産及營利と功用又は價値の自然の増加……………四一

第五節 生産の要素……………四二

第十章 土地……………四四

第一節 土地の生産力……………四四

第二節 土地の生産力の増加……………四四

第三節 土地報酬漸減の法則……………四六

第四節 土地報酬漸減の時期……………四七

第十一章 勞力……………四九

第一節 勞働の意義……………四九

第二節 勞働の二要素……………五〇

第三節 勞働に差異ある所以……………五〇

第四節 勞働の種類……………五三

第五節 勞働の種類と勞働問題……………五四

第六節 協力と分業……………五五

第七節 分業の利益……………五七

第八節 分業の弊害……………五九

第九節 分業の程度……………六〇

第十節 分業の種類……………六一

第十二章 資本……………六四

 第一節 資本の意義……………六四

 第二節 資本構成の原因……………六五

 第三節 資本の種類……………六五

 第四節 機械の使用……………六六

 第五節 機械使用の利害……………六七

 第六節 機械使用の條件……………六九

第十三章 企業……………七〇

 第一節 企業と生産……………七〇

 第二節 企業の意義と發達……………七一

 第三節 企業の種類……………七二

 第四節 大企業と小企業……………七三

 第五節 大企業と小企業の優劣……………七四

第三編 交易論……………九一

第六節 公企業と私企業……………七五

第七節 個人企業と共同企業……………七六

第八節 個人企業と共同企業の優劣……………七六

第九節 共同企業の種類……………七九

第十節 産業組合の種類……………八〇

第十一節 産業組合の目的……………八二

第十二節 會社の種類……………八二

第十三節 會社の優劣……………八三

第十四節 カルテルとツラスト……………八四

第十五節 カルテルとツラストの優劣……………八六

第十六節 カルテル及ツラストと起因と弊害……………八八

第十四章 交易……………九一

 第一節 交易の意義……………九一

 第二節 交易の發生……………九二

 第三節 交易の發達……………九四

 第四節 交易と價值……………九五

第十五章 價值……………九六

 第一節 功用と價值……………九六

 第二節 慾望と價值……………九八

 第三節 限界功用說……………九九

 第四節 限界功用說の批評と限界價值說……………一〇五

 第五節 價値の種類……………一〇八

第十六章 價格……………一一〇

 第一節 價格の意義……………一一〇

第二節 貨幣と價格……………一一一

 第三節 價格決定の法則……………一一二

 第四節 價格循環の法則……………一一六

第十七章 貨幣……………一一九

 第一節 物々交換經濟……………一二九

 第二節 物々交換の不便……………一二〇

 第三節 貨幣の發生……………一二一

 第四節 古代の貨幣と近世の貨幣……………一二二

 第五節 貨幣の職務……………一二三

 第六節 貨幣の材料……………一二四

 第七節 鑄貨と造幣主權……………一二五

 第八節 自由鑄造と制限鑄造……………一二六

 第九節 通貨と法貨……………一二七

第十節 本位貨と補助貨……………一二八

第十一節 本位制度……………一三〇

第十二節 グレシヤムの法則……………一三一

第十三節 跛行本位制……………一三三

第十八章 紙幣……………一三六

第一節 硬貨と軟貨……………一三六

第二節 紙幣の功用……………一三六

第三節 紙幣の種類……………一三七

第四節 單一銀行發行法と多數銀行發行法……………一四〇

第五節 兌換準備……………一四二

第六節 各國の兌換券發行制度……………一四四

第七節 我國の兌換券發行制度……………一四五

第十九章 信用……………一四八

第一節 信用の意義……………一四八

第二節 信用の種類……………一四九

第三節 信用機關……………一五〇

第四節 信用の利益……………一五二

第五節 信用の弊害……………一五四

第四編 分配論……………一五八

第二十章 分配……………一五八

第一節 分配の意義……………一五八

第二節 所得の種類……………一五九

第三節 所得の分配……………一六〇

第四節 財産所得と勤勞所得……………一六一

第二十一章 地代……………一六二

第一節 地代の意義……………一六三

| | | |
|-------|-------------|-----|
| 第二節 | リカードの地代説 | 一六四 |
| 第三節 | 地代に關する三大事實 | 一六六 |
| 第二十二章 | 賃銀 | 一六八 |
| 第一節 | 賃銀の意義 | 一六八 |
| 第二節 | 賃銀の種類 | 一六九 |
| 第三節 | 時間拂賃銀と個數拂賃銀 | 一七一 |
| 第四節 | 賞與金法 | 一七四 |
| 第五節 | 利益分配法 | 一七五 |
| 第六節 | 滑準賃銀法 | 一七六 |
| 第七節 | 賃銀決定の法則 | 一七八 |
| 第八節 | 賃銀基金説 | 一七九 |
| 第九節 | 賃銀基金説批評 | 一八一 |
| 第十節 | リカードの賃銀法則 | 一八二 |

| | | |
|-------|-------------|-----|
| 第十一節 | リカードの賃銀法則批評 | 一八四 |
| 第十二節 | 労働契約の不自由 | 一八六 |
| 第十三節 | 労働問題解決法 | 一八七 |
| 第二十三章 | 利子 | 一八八 |
| 第一節 | 利子の意義 | 一八八 |
| 第二節 | 利子の起因 | 一八九 |
| 第三節 | 利子の高低 | 一九〇 |
| 第四節 | 利子の漸減 | 一九一 |
| 第二十四章 | 利潤 | 一九二 |
| 第一節 | 利潤の意義 | 一九二 |
| 第二節 | 企業所得と企業利潤 | 一九四 |
| 第三節 | 利潤の大小 | 一九五 |
| 第五編 | 消費 | 一九八 |

| | |
|------------------|-----|
| 第二十五章 消費 | 一九八 |
| 第一節 消費の意義 | 一九八 |
| 第二節 自然的消費と經濟的消費 | 一九八 |
| 第三節 生産的消費と不生産的消費 | 一九九 |
| 第四節 生産と消費 | 二〇〇 |
| 第二十六章 恐慌 | 二〇二 |
| 第一節 生産の分量と消費の分量 | 二〇二 |
| 第二節 恐慌の原因 | 二〇三 |
| 第三節 恐慌の意義と種類 | 二〇六 |
| 第四節 恐慌の循環 | 二〇七 |
| 第五節 恐慌の豫防と救済 | 二〇九 |

目次終

補訂 經濟學大意

法學博士 津村秀松 著

第一編 總論

第一章 慾望

第一節 凡そ吾人々類は常に不足を感じ、従つて又常に之を充さんと欲するものなり。此の心理的作用を稱して「慾望」Wants と名づく。之があるが故に、世に諸種の事件起り、之があるが故に、社會に諸種の現象絶えず。

參照 補訂國民經濟學原論 第一章第一節

第二節 然るに此の如き慾望には、數多の種類あるのみならず、又文明の進歩に伴うて、次第に、其の種類を加ふ。(一)人渴すれば則ち飲を思ひ、飢れば則ち食を思ふ。凡そ此の如きは是れ「肉體的慾望」なり。愚にして賢ならんことを欲し、寡徳にして至仁の域に達せんことを希ふ。凡そ此の如きは是れ「精神的慾望」なり。野蠻人は前者のみを有し、文明人は後者をも有す。(二)又吾人々類の慾望は獨り現在に止らずして、更に未來に及ぶ。今日飲み且つ飽かんことを欲するのみならず、明日も、明後日も、同じく飲み且つ飽かんことを希ふ。前者は即ち「現在の慾望」にして、後者は即ち「未來的慾望」なり。(三)此の理を推して考ふるときは、慾望は又獨り現世に止らずして、更に來世に及ぶ。生前に一身一家の幸福を望むのみならず、死後の冥福を祈り、子孫の繁榮をも

希ふ。前者は即ち「現世的慾望」にして、後者は即ち「來世的慾望」なり。(四)されど吾人々類の慾望は、此の如き一身一家の幸福を希ふに止らず、更に文明の進歩と共に、一般社會の幸福、國家の隆盛をも希ふに至る。之があるが故に、社會に進歩し、之があるが故に、國家は富強に赴く。而して吾人は前者を「個人的慾望」と名づけ、後者を「社會的慾望」と名づく。(五)之を要するに人生なるものは、常に一定の慾望の充足により、維持せられ、存續せられ、發展するものなり。又其の發展に連れて、慾望其の物も、量に於て、將亦質に於て、無限に増加し、進化し、發展するものなり。之を以て、吾人々類の慾望は、「生存的慾望」に發して次第に「文明的慾望」に進む。斯くて文明の進歩は、慾望の進化を促し、慾望の進化は、又文明の進歩を促す。實に文明の進歩と慾望の進化とは、互に因果の關係を

なすものと謂ふべし。

參照 訂補國民經濟學原論 第一章第二節

經濟的慾望

第三節

是に由つて之を觀れば、今日、文明國民の慾望は、千種萬態、枚舉に遑あらざれど、之を其の目的物の性質上より、區別すれば、二種となる。曰く、

一、物質的慾望 Material Wants

二、非物質的慾望 Immaterial Wants

是なり。『物質的慾望』とは、物質なるもの、即ち有形物に對する慾望をいふ。例へば、衣服を欲し、食物を欲し、家屋を欲するが如き是なり。『非物質的慾望』とは、物質ならざるもの、即ち無形物に對する慾望をいふ。德行を研かんと欲し、智識を啓かすと欲し、信仰を厚うせんと欲するが如き是なり。而して此の内、物質的慾望は、直接に經濟的現象を起すの基

なるが故に、一名『經濟的慾望』Economic Wantsとも稱せられて、經濟學の當に研究すべき直接の對象となるなり。

第二章 財

財の意義

第一節

前章に於て述べたるが如く、吾人々類は人生の目的を達する上に於て、諸種の慾望を有す。而して是等諸種の慾望を充足するものを總稱して、『財』Goods名づく。

第二節

財には二種あり。曰く、

一、内界財 Internal Goods

二、外界財 External Goods

財の種類

是なり。『内界財』とは、自己の心身内に存在する財をいふ。自己の腕力、智力、健康、伎倆の如きものは是なり。『外界財』とは、自己の心身外に存在する財をいふ。衣服、食物、家屋の如き

は勿論、他人の内界財も亦、我に取つては、外界財たるべし。次に内界財は常に必ず無形のものなれども、外界財には、無形のものあり、有形のものあり。故に外界財は又別して、

一、無形財 Invisible Goods

二、有形財 Visible Goods

となる。而して「無形財」は更に小別して、

一、勞力財

二、權利財

の二種となる。「勞力財」とは、人の勞力をいふ。職工の勞力技師の伎倆の如きものは是なり。「權利財」とは、人又は物に對する關係をいふ。債權、物權、商號、商標の如きものは是なり。之と同様に、有形財も亦小別して

一、自由財 Free Goods

二、經濟財 Economic Goods

の二種とせらるることあり。「自由財」とは、別段の勞費を要せずして、自由に收得し得るものをいふ。普通の場合に於ける日光、水、小石、雜草の類是なり。「經濟財」とは、之を得るに幾許かの勞費を要するものをいふ。貨幣、家屋、衣服、食物の類是なり。

參照

訂補國民經濟學原論 第二章第一節乃至第三節

經濟財

第三節 斯く財には諸種類存すべけれど、經濟學上特に

「財」と稱して、研究の對象となるものは、實に最後の經濟財のみなり。其の故如何といふに、曩に述べたるが如く、吾人々類は日常諸種百般の慾望を懷くものなれども、其の内特に經濟學上研究の對象となるものは、獨り經濟的慾望のみ。然るに經濟的慾望なるものは、其實、物質的慾望に外なら

ざるが故に、之を充足し得べき財(即ち經濟學上所謂財)たるものも、亦自ら

第一、有形物(即ち物質財)たること

第二、慾望を誘發するものたること

の二要件を具備するを要す。従つて内界財は勿論、外界財たりとも、無形財は財にあらざるべく、又有形財たりとも、自由財に對しては、誰しも不足を感じず、従つて慾望を起さざるが故に、財にあらざるべく、結局、剩す所の經濟財のみ、經濟學上所謂財となるなり。されば以下本書に於て、單に慾望と稱するは、即ち經濟的慾望を意味するものなると同様に、單に財と稱するは、即ち經濟財の謂なりと如るべし。(註)

註 吾人は吾人の一切の慾望を充足するものを稱して、廣く『財』(Goods)と名づけ、其の内、獨り經濟的慾望を充足するものを指して、『經濟財』

Economic Goods と稱せしも、經濟學上研究の對象となるべき財は、常に經濟財に限るを以て、事の煩を避け、簡單に之を『財』と呼稱せんと言へり。然るに『財』及び『經濟財』の用語に就きては、我國の經濟學者間に意見未だ一致せず。大略次記四種の用語の別あり。

(Goods)

(Economic Goods)

- 一、財 經濟財
- 二、財貨 貨物
- 三、物 財物
- 四、貨物 經濟的貨物

此の外尙ほ財を指して『貨財』と稱する人あり、『物貨』と稱する人ある等、用語は一定せざれど、其の意義に至つては、大差を見ず。初學者は其の心して諸家の書物を讀むべし。

更に我國には『富』なる語ありて、時に『財』と同一の意義に用ゐらる。されど此の間には判然たる區別あるものにして、混同を許さず。財は單數にして、富は複數なり。貨幣、家屋、家財、地所等、個々の財集合し

「富」(Wealth)とはなるなり。英吉利の富、日本の富といふが如し。

參照 訂國民經濟學原論 第二章第四節

財の功用と
價值

第四節 そのほ兎に角既に財(即ち經濟財)たる以上は、財は常に直接又は間接に吾人々類の慾望(即ち經濟的慾望)を充足し得るものなり。而して此の如き財の慾望を充足し得る性質を稱して、財の「功用」(Utility)と名づけ、此の如き財の功用に對する人の主觀的認識の程度を稱して、財の「價值」(Value)と名づく。

第三章 經濟行爲

經濟行爲の
意義

第一節 以上論ずるが如く、凡そ人類社會には、一方に慾望(即ち經濟的慾望)存すべく、他方に財(即ち經濟財)存すべし。されど此を以て彼を充すにあらずんば、慾望は決して充足

經濟行爲と
經濟主義

せられざるべく、財は遂に其の用をなさざるべし。是に於てか、彼此の間に、結合の作用起る。「經濟行爲」(Economic Activities)とは即ち之をいふなり。

第二節 然れども經濟財を以て、經濟的慾望を充足するの行爲、悉く經濟行爲に非ず。其の内には、最小の勞費を以て、最大の効果を收めんとすの「經濟主義」(Economic Principle)によるを以て、主たる觀念となすの行爲と、然らざるの行爲との別あり。前者は經濟行爲なれども、後者は經濟行爲に非ず。植物學者が植物を採集するは、經濟財を以て、經濟的慾望を充さんとする行爲なれども、經濟主義によるを以て主たる觀念となさざる場合多きが故は、經濟行爲にあらざるなり。又經濟主義によるもの、必ずしも經濟行爲に非ず。學者が書を読み、僧侶が布教をなすに當つて、成るべく時間と費用

とを省きて、成るべく多大の成績を擧げんと努むべしと雖も、其の種の慾望は、經濟的慾望にあらず、従つて其の之を充すの財も、亦經濟財にあらざるが故に、此の種の行爲は、經濟行爲にあらざるなり。之を要するに、經濟行爲とは、主として、經濟主義に基き、經濟財を以て、經濟的慾望を充足せんとするの行爲なりと謂ふべし。

參照

訂補國民經濟學原論 第四章第一節

第四章 經濟

經濟の意義

第一節 斯くて慾望の發する所、財の存する所必ず經濟行爲起るなり。されど吾人が日夜絶えず經濟的生活を送るに當つては、單に唯一箇の財を以て、唯一箇の慾望を充すてふ、唯一箇の經濟行爲のみを營むを以て、足れりとせず、必

ずや幾多の慾望を起し、幾多の財を要し、従つて之を以て彼を充すべき幾多の經濟行爲を必要とすべし。吾人は食物を要す。吾人は衣服を要す。故に又吾人は貨幣を要す。而も是等の財の多くは、毎日毎日繰返し、繰返し、之を要すべく、生命のあらん退り、永久に、規則正しく、此の如き財を得て、此の如き慾望を充すの經濟行爲を要すべし。斯くて幾多の經濟行爲が、一定の秩序の下に、統一されて、一體をなすとき、吾人之を稱じて、『經濟』Economyといふなり。

參照

訂補國民經濟學原論 第四章第一節

經濟の種類

第二節 次に經濟には、又諸種類あり。毎日毎日、諸種の商品を仕入れて、販賣に従事するものは、即ち『商業經濟』Commercial Economy なり。毎月毎月、諸種の原料を買入れて、製造に従事するものは、即ち『工業經濟』Industrial Economy なり。毎

年毎年、春蒔き、夏耕し、秋刈り、冬藏むるものは、即ち「農業經濟」 Agricultural Economy なり。而して是等農工商の如き、私人又は私法人の營む經濟を、「私經濟」 Private Economy と名づけ、自治體又は國家の如き、公法人の營む經濟を、「公經濟」 Public Economy と名づく。市經濟、國家經濟の如き是なり。更に私經濟の内には、一個人の單獨に營む經濟あり。之を「個人經濟」 Individual Economy と名づく。數人共同に營む經濟あり。之を「共同經濟」 Collective Economy と名づく。會社經濟、組合經濟の如き是なり。斯くて一國の内には、多數の私經濟あるべく、公經濟あるべく、又無數の個人經濟あるべく、共同經濟あるべし。而して是等幾多の經濟が統一せる一國民の基礎の上に、分業と交換により結合して、一大經濟組織をなすとき、之を「國民經濟」 National Economy と名づく。

參照 訂補國民經濟學原論 第四章第三節及第四節

第五章 經濟の發達

經濟發達の
順序

第一節 夫れ經濟の發達は、各國各々其の國情を異にするより、必ずしも一ならざれども、大局より論ずるときは、交通の有無により、先づ以て之を

第一期 自給經濟時代

第二期 交通經濟時代

の二期に大別し、更に交通の範圍により、交通經濟時代を

前期 都府經濟時代

後期 國民經濟時代

の二期に小別し得べし。

自給經濟時
代

第二節 最古の經濟狀態は「家族經濟」にして、又「自給經濟」

なりき。當時の經濟團體は、皆悉く血縁に基ける家族、又は其の集合體たる家門にして、一切の財産は、一家一門の共有財産にして、一家一門の要する一切の財は、一家一門の内に於て、生産し、消費し、少しも他家他門てふ他の經濟團體と接觸せず、交通せず、交換せず、全然一方に割據して、自給自立の孤立經濟を營みたりき。後には、散じて村となり、集つて郷となりたるも、尙ほ一村一郷の土地といひ、山林といひ、皆其の村其の郷の共有財産にして、共に耕して、共に食ふの状態なりき。

交通經濟時代

第三節 然るに其の後人口次第に増加し、斯くて増加せる人々の慾望も、亦其の分量に於て、其の種類に於て、次第に増加し、發達し來るや、最早や、自己の所要は自己之を充すてふ自給經濟にては、不便不足に堪へざるより、自ら之を廣く

都府經濟時代

外に求めんとするに至れり。是に於てか、交通起り、交換生じ、是に於てか、自給經濟狀態は破れて、交通經濟時代に入りぬ。

第四節 されど當初の交通の範圍は極めて狭小なるものにして、漸く發生し來れる都府を中心とせる一地方たるに過ぎず。故に此の時代を稱して、『都府經濟時代』又は『地方交通時代』と名づく。

國民經濟時代

第五節 然るに其の後近世に至り、時勢の變遷は、國家の統一を促し、封建制度破れて、郡縣制度之に代り、地方分權制度廢れて、中央集權制度興り、依つて生ぜる統一國家の發生と共に、發生し來れる國民の基礎の上に、一大經濟組織を見るに至れり。之を國民經濟と名づけ、此の時代を『國民經濟時代』と稱す。斯くて政治上の統一は、經濟上の統一を促し

たるのみならず、更に十九世紀に入り、汽船、汽車、電信、電話等、新交通機關續々發明せられたれば、其の發明に連れ、其の發達に伴うて、交通の範圍も亦著しく膨脹し、一國となり、數國となり、數十國となり、遂に世界となり、廣く世界に散在せる國民經濟と國民經濟とが、分業と交換とにより、有無自在に相通じ、過不足自由に相補ふ所謂「世界交通時代」又は「世界經濟時代」とも稱せらるべき現代を見るに至りぬ。

參照 訂補國民經濟學原論 第五章第一節及第二節

第六節 是に由つて之を觀れば、現代は世界經濟の基礎の上に、各國各々國民經濟を組織し、其の發達を企圖しつゝあるの時勢なりと謂ふべし。果して然らば、各國は如何にして能く其の目的を達し得べきか。之には諸種の條件を具備するを要すること、固より論無けれど、就中

國民經濟發達の條件

第一、天然 Nature

第二、人口 Population

第三、國家 State

の三點に於て完きを致すこと、最も肝要なりとす。以下順を逐うて説明せん。

第六章 天然

天然の意義

第一節 「天然」とは、凡そ宇宙間に存する人類及び人類の製作物以外の一切の物を總稱す。天然には土地、江河、海洋、山嶽の如き「天然物」と、日光、熱、引力、風力の如き「天然力」とあり。而して天然は實に是等天然物並に天然力の綜合より成るものと謂ふべし。

第二節

夫れ吾人々類なるものは、天然を離れて、一日も

天然と國民經濟

生存する能はざるものなり。天然の状態我に利あらば榮え、易く、不利ならば衰へ易し。個人に於て然り、國家に於ても亦然り。之を以て一國の天然の状態如何は、其の國の國民經濟發達の上に偉大なる影響を與ふ。例へば地勢の如何は交通の便否を決するが故に、文化の遲速を起すが如き地質の如何は、地味の肥瘠を定むるが故に産物の種類及び産業の盛衰を決するが如き、その他、鐵と石炭とに豊富なる所は、即ち工業の起る所にして、海岸線の長き所は、即ち海運の盛なる所なるが如き、殊に熱帶、溫帶、寒帶等、氣候の如何により、産物の種類を異にすべく、發育の速度を異にすべく、其の結果、小にしては、個人日常の生活の上に、大にしては、國民永遠の發達の上に、偉大なる相違を見るが如き實例甚だ多し。(註)

註 地勢の如何は、交通の便否を決するが故に、文化の遲速を起すは、古來、其の例證に乏しからず。往古、支那、印度、波斯、バビロン、埃及、羅馬、希臘等の文明が、皆一様に海濱又は河岸に興りたるが如き、亞弗利加の文明の曙光は、先づ海岸に沿うて現れたれども、内地は今尚ほ暗黒世界なるが如き、之より後に發見されたる亞米利加が、却つて其の開明の早かりしは、全く其の内地一帯に山嶽少くして平原多く、舟楫の便多き大川巨江に富むに原因するが如き、等しく日本なれども、表日本と裏日本との文化の程度に大差あるが如き、皆是なり。地質の如何が、地味の肥瘠を定め、従つて産業の盛衰を決することは、一帯に礫确の地たる亞弗利加の北海岸に於て、獨りナイル河畔の地が、人工を加へざるも、農作上無盡藏と稱せらるゝが如き、金坑の發見と共に、人煙稀なりしカルフォルニア一帯の地が、忽ち繁榮の國土と變ぜしが如き事實に徴して明かなり。

次に氣候の如何により、産物の種類を異にするは、今更改めて説明するまでも無し。唯氣候の如何により、生物の發育期に、著しく長短

の別ある一例を挙げんに、同じ歐羅巴にても氣候の如何により、植物の發育期に、三箇月より九箇月の差あるべく、農業に従事し得る期間に、四箇月より十一箇月の差あり。即ち露國にありては四箇月、東普魯亞にありては五箇月、中央獨逸にありては七箇月、南部英吉利にありては十一箇月なりといふ。斯く地方により、農業に従事し得る期間に、長短の差あるを以て、農家の收入の上に、大差を見るべく、従つて又其の生計の上に、難易の別著し。更に之と及對の一例を挙げんに、熱帯のバナナ畑は、同一面積の温帯の小麥畑に比し、二十五倍乃至三十倍の人口を養ふを得べく、メキシコの地方に於ては、家父兩日の勞働は、優に一家一年間の食料を得べしといふ。斯く熱帯に於ては、生物の發育旺盛にして、従つて土人の生活容易なるが故に、自ら刺戟に乏しく、活動を缺き、遊惰安逸を貪るの風を生じ、偉大なる發展を遂ぐる能はざるなり。

參照 訂補國民經濟學原論 第六章第二節

天然と人力

第三節

是に由つて之を觀れば、國民經濟の發達は、大に

天然の狀態如何によるべく、しかも天然の狀態如何は、天運定れる所なるを以て、人力により如何ともする能はざるが如くなれど、必ずしも然るにあらず。彼の動植物の如きは、其の生存全く周圍の天然に支配せられ、周圍の事情にして其の生存に適すれば則ち發育し、適せざれば則ち死滅す。されど吾人々類は然らず。萬物の靈長たる所以、寔に茲に存す。勿論、人文の程度未だ甚だ低きの時代、若しくは未開の社會に於ては、人類日常の生活萬端、悉く天然の支配を享け、其の狀恰も彼の動植物に類するが如しと雖も、元來、文明の進歩とは、一面に於て、天然に對する人力の支配を意味するものなるが故に、文明の進歩に伴うて、天然は次第に其の勢力を失ひ、反對に、人力は次第に其の勢力を逞うするに至る。高山道を遮れば、則ち墜道を穿ち、大河前に横はれば、則

ち鐵橋を架し、運河の開鑿により、地峽を化して海峽となし、開墾の進歩により、不毛の地を變じて豐饒の土となし、其の他、寒地なれば伐林、熱土なれば植林により、氣候を緩和する等、或程度迄、人力は能く天然の支配を脱すべく、又然かするに於て、人類社會は進歩し、國民經濟は發達するなり。

參照 訂補國民經濟學原論 第六章第三節

第七章 人口

人口と國民經濟

第一節 凡そ「人口」とは、一定の地域内に住する人間の總數にして、一國々力の根源なり。一國の兵力、國力の大小、強弱は、大體に於て、其の國人口の多寡に依りて決定せらる。是れ人口が國民經濟發達の一大要件たる所以なり。

各國の人口

第二節 方今世界の人口は、約十六億と稱せらる。此の

各國の人口増減

内、支那の人口最も多くして(約三億二千萬)世界の人口の四分の一以上を有す。第二は露西亞(約一億三千万)、第三は米國(約一億五百万)、第四は日本(約五千六百万)、第五は獨逸(約五千五百万)、第六は英吉利(約四千五百万)の順なり。

參照 訂補國民經濟學原論 第七章第一節第四項

第三節 次に是等諸國に於ける人口増減の大勢を窺ふに、大戰前最近の状態に於て人口増加率の最も大なるは北米合衆國にして、人口千人に付き毎年二十一人の増加の割合なり。第二は露西亞にして同じく十九人の割合、第三は獨逸にして同じく十五人の割合、第四は我が日本にして同じく十三人の割合なり。之に反し、人口増加率の最も小なるは佛蘭西にして、人口千人に付き毎年僅かに二人餘の増加なり。第二は伊太利にして同じく六人餘、其の他は、諾威、

訂補經濟學大意

瑞典、葡萄牙、西班牙、英吉利の順にして、七人乃至九人の割合に過ぎず。殊に佛蘭西の如きは年により却つて減少することあり。又アイルランドの如きは、過去半世紀間に於て、其の人口半減せりと傳へらる。

参照 訂補國民經濟學原論 第七章第二節第五項以下

マルサスの
人口論

第四節 是に由つて之を觀れば、國により、時代により、人口の上に、大小の別著しく、増減の差甚だし。果して然らば其の利害得失如何。是れ寔に重大なる問題なり。此の問題に關し、一大悲觀説を發表せるもの、之を英人ロバート、マルサス Robert Malthus となす。十八世紀の末、佛蘭西革命時代に及びて、各國共に貧民の數俄かに増加し、救助を社會に求むるもの、頓に多きを加ふ。此の際、マルサスは一書を著し、述べて曰く、

- 一、自然の儘にて何等の障碍なければ、人口は幾何級數の割合に、食物は算術級數の割合に増加すべし。されば人口と食物とは、遂に其の間の調和を失すべき自然の運命を有するものなり。
- 二、然るに實際に於て、兩者の調和を失すること、常に甚だしきに至らざるは、兩者の調和を得るまで、一旦此の世に生れ出で、若しくは生れ出でんとせる過剰の人口は、制情、避妊、墮胎等の豫防的制限と、戦争、飢饉、殺兒等の抑壓的制限とにより、自ら減殺せらるゝが爲めなり。
- 三、されば假令此の後食物が人類の必要以上に増加することあるも、人口は直に増加して、再び人類を憐むべき状態に陥らしめ、抑壓的制限の如き罪惡を敢てせざるべからざるに至らしむべきを以て、下層社會の生活

を根本的に改良せんと欲せば、是等社會に於ける早婚の弊を戒むると同時に、豫防的制限を普及せしむる外、他に又良策なからん。

之をマルサスの人口論と名づく。

参照 訂補國民經濟學原論 第七章第三節

マルサスの
人口論批評

第五節 寔にマルサスの言の如く、食物の増加は人口の増加に及ばざるが如し。されどそれは自然の儘に放任したるときの話なり。自然の儘に放任して、何等進歩の實無きときに於ては、自然の産物の有限なるに對して、人類の先天的繁殖力の偉大なるを思はゞ、遂に其の間に調和を失するの期あるを覺悟せざるべからず。然るに事の實際に於て、人智は進歩すべく、技術は發達すべく、依つて以て自然の富源を開發するに怠らざるに於ては、文明の進歩と共に、各國

の人口包容力は次第に増加すべし。殊に人口の増加、從つて起る生活の困難に刺戟せられて、茲に國民の活動を起し、遠征を企て、植民を圖り、民族四方に膨脹して、遂に世界到る處に自國の勢力範圍、利益範圍を擴張し、植民地、屬國等建設するに至らしむべく、其の結果、政治上、經濟上、一大發展の基を造るに至ることなしと謂ふべからず。千七百九十八年、マルサス人口論を草するや、當時の英吉利を以て、既に人口過剰の弊に陥れるものなりと悲觀せしが、其の後に於ても、英吉利の人口は増加の趨勢を改めず、千八百年に於て、千九十二萬人なりしもの、千九百年には、三千七百五十萬人となりたるに拘らず、(以上はアイランドの人、口を除きたるものなり)此の間は於て英吉利の國運は旭日昇天の勢を示せるは、大に翫味すべき事例なりと謂ふべし。(註)

註 斯くて英吉利の人口増加の勢最も激しかりしは、此の時代(即ち十九世紀)にして其の國運發展の跡の最も著しかりしも、亦此の時代なり。即ち千八百年に於て、英吉利の輸入貿易は二千八百萬磅、輸出貿易は三千四百萬磅、合計六千二百萬磅なりしが、千九百年に至りて、輸入貿易は五億二千三百萬磅、輸出貿易は三億五千四百萬磅、合計八億七千七百萬磅に上り、實に十四倍の増加を呈せり。カンニンガムは曰く、近世英吉利の政治上、經濟上、軍事上、世界に覇を稱ふるを得るに至りし所以のものは、其の初め、内に人口充溢し、社會の窮迫日に月に加はり、又如何とも爲す能はざるに至りたるより、苦心慘愴の極、遂に外に向つて其の力を致したるの結果に外ならずと。實に吾人の論斷の失當ならざるを證するものと謂ふべし。

參照 補國民經濟學原論 第七章第四節

第八章 國家

國家と國民
經濟

第一節 さきに述べたるが如く、元來國民經濟なるものは、統一的國家の建設と共に、發生せる一大經濟組織なるが故に(本書第五章第四節參照)國家の組織、從つて生ずる法制の如何により、多大の影響を受くべきは、固より論を俟たざる所にして、其の善惡邪正の分るゝ所は、即ち國民經濟の盛衰興替の決する所なるも、亦爭ふべからざるの事實なり。人若し之を疑はゞ、古來、政治の善惡、法制の完否、從つて生ずる私有財産の安危、自由競争の有無が、如何に其の國經濟の發達を左右せしかを三省せば、思ひ半に過ぐるものあらん。

參照 補國民經濟學原論 第八章第一節

第二節 されど私有財産制度なるものは昔より存せるものに非ず。往古は各國共に共有財産制度にして、萬物定主なかりしが、限りある財に對して限りなき人口の増加は、

私有財産制
と自由競争

自ら財物に對する爭奪を起し、排他獨古のこと屢々行はれて、遂に土地を始め萬物悉く强者の間に分配せられ、占有せられ、私有せらるゝに及びて、世は一變して、私有財産制度と化したり。是に於てか、各自利害關係を異にするより、自由競争次第に著しきを加へ、事物の改良、文明の進歩、勃然として起る。是方今各國の現状なり。

參照 補訂國民經濟學原論 第八章第二節第一款及第二款

第三節 然るに斯かる大勢の赴く所、强者は富者となつて益々榮え、弱者は貧者となつて愈々衰へ、弱肉強食、優勝劣敗、自然淘汰遺憾無く行はれて、貧富の懸隔、強弱の區別、時と共に益々甚しからんとす。是れ決して完全なる社會組織にあらざるが故に、一切の財産の私有を禁じ、一切之を共有に化すべしと論ずるもの出づ。之を『共產主義』 Communism

共產主義と
社會主義

と名づく。又財産中、土地並に資本の如き生産手段を私有せしむることが、貧富の懸隔を造るの基なるが故に、之のみは私有を禁じ、之を公有に化せしむべしと説くもの出づ。之を『社會主義』 Socialism と名づく。

參照 補訂國民經濟學原論 第八章第二節第三款及

第三十章第三節

第四節 されど是等の二主義ともに、現社會組織の缺點のみを見て、其の美點を悟らざるものなり。元來、吾人々類は生れながらにして、賢愚強弱の別あるものなるに、之に平等の利益を與へ、之を平等の關係に立たしめんとするは、共產主義の主張、却つて不公平の甚だしきものなり。又土地並に資本の私有を許すときは、常に資本主をして労働者の所得を横奪せしむるの結果を生ずとは、社會主義の主張、確

共產主義と
社會主義の
批評

かに一部の眞理を含むものなれども、之があるが故に、直に社會の進歩の基たる私有財産制度を破壊し、事物の改良の有力なる原因たる利己心を全滅せしめんとするは非なり。

參照 訂補國民經濟學原論 第八章第二節第三款及

第三十章第三節第四款

現社會組織
の改良

第五節 勿論、極端なる私有財産制度は、決して完全なる社會組織にあらざるが故に、之が私有を許すに於て、公益を害する虞あるものは成るべく之を公有にし、其の他の私有財産に就いても、爲めに公私利害の衝突を免れざる場合には、常に公益を尊重して、之に反する私有權を否認し、若しくは之を制限するの覺悟なかるべからず。又自由は進歩の母にして、競争は發達の基なりとは云へ、極端なる自由競争は、決して社會の圓滿なる發達を期するの途にあらざるが

故に、之を適度に限定するの用意なかるべからず。さは云へ、以上は寧ろ例外の場合なり。原則としては、國家は常に私有財産制を認め、個人の權利を尊重すると同時に、之を保護し、依つて以て國民をして常に安じて其の業に一意専心ならしめ、集つて以て國家の發展を期せしめざるべからず。又國家は原則として自由競争を許し、個人の自由を尊重すると同時に、之を擁護し、依つて以て國民をして各々其の長所を自在に發揮せしめ、集つて以て社會の進歩を促さしめざるべからず。斯くてこそ一國國民經濟は發達するなり。

(註)

註 嘗て吾人は、現社會改良の三大綱目を掲げて、世人の注意を喚起せしことあり。試みに之を擧げんか、曰く

第一、教育の普及により、一般人民の自覺心を高め、依つて以て獨

立自助の精神を鼓舞すること。

第二、宗教道德の發達により、一般社會の公德心を高め、依つて以て和衷協同の實を擧ぐることに。

第三、國家の權力により社會階級の軋轢を防ぎ依つて以て一般國民の利害を調和すること。

是なり。斯くせば、第一により社會改良の實、下より起り、第三により社會改良の擧、上より出で、而も第二より社會改良の精神、中より發して、三面合一、遂に能く其の完成を見るを得べけん。吾人は夙に義務教育、産業組合、勞働組合の發生を賛す。是れ第一の理由に由るなり。吾人は夙に宗教の發達、德育の獎勵、慈善事業の勃興を促す。是れ第二の理由に基くなり。又吾人は夙に工場法、勞働保險法、其の他の勞働者保護法の制定を主張す。是れ第三の理由に發するなり。凡そ社會改良の事業たる其の範圍や廣く、其の種類や多し。されば之を社會の一部事業に委ねんとするは、難きを人に強ふるものなるのみならず、其の結果必ずや圓滿を缺く。經世濟民の志ある者、常に此の

點に留意して可なり。

參照 訂補國民經濟學原論 第三十章第四節及第五節

第二編 生産論

第九章 生産

生産の意義

第一節 『生産』 Production とは、財の功用を造り、若しくは之を増加すること、をいふ。換言すれば、生産とは物を造ること、に非ずして財を造ることなり。新に此の世に一物を造り出すことは、人力の能くする所に非ず。無より有を生ぜしむることは、神の力にして、造物者の業なり。吾人々類は唯此の神、此の造物者の創造し置かせられたる此の世の自然の賜(火、水、土、木、石の如き)に、勞力を加へて以て、之を吾人々類の慾望に適合する所のものに變化し、斯くて天然物を化して有用物となし、物を化して財となし、若しくはその既に

有用物たるものを、更に一層有用物たらしめ、其の既に功用あるものを、更に一層功用あるもの(即ち人生に有用なるもの)たらしむるの働をすに過ぎず。之を生産といふなり。

参照

訂補國民經濟學原論 第九章第一節

生産の種類

第二節 斯くて生産とは、財の功用を造り、若しくは之を増加することとなるが、これには三種の別あり。第一、主として財の變質によるもの、之を農業といふ。棉實を蒔きて棉花を作るが如き是なり。第二、主として財の變形によるもの、之を工業といふ。棉花を紡ぎて綿糸となすが如き是なり。第三、主として財の變位(財の位置を變ずるの意)によるもの、之を商業といふ。印度の棉花を日本に輸入し、日本の綿糸を支那に輸出するが如き是なり。

生産と營利

第三節 さり乍ら、更に一層立ち入つて考ふるときは、農

業及び工業と商業とは、全く同一性質のものにあらず。農と工とは、主として財の品質又は形状の變化により、財の功用の増加を圖るものなり。商業は、主として財の場所的又は時間的變化により、財の價値の増加を圖るものなり。財の變化たるに於て、孰れも同一なれど、其の變化が、農工に於ては、財の物質的變化なるが故に、功用の増加を伴ふべしと雖も、商業に於ては、單に財の關係的變化たるに止るが故に、功用の増加を伴はず、唯同一財の價値の増加を伴ふことあるのみ。之を以て、農業及び工業は生産なれども、商業は生産にあらずして、『營利』と稱すべし。同じ綿糸従つて功用は同じ綿糸なれども、之を供給多き都會より需要多き田舎に輸送するに於て、其の價値増加し、依つて利益を營むは、即ち商業にして、又營利なり。之を要するに、生産とは財の功用

生産及營利
と功用又は
價値の自然
増加

の増加を圖ることにして、營利とは財の價値の増加を圖ることなり。二者に相類すれども、決して混同すべからず。

參照 訂補國民經濟學原論 第九章第二節

第四節 更に此の際注意すべきことあり。それは生産は財の功用の自然の増加とは全然別物にして、又營利は財の價値の自然の増加とは全然別物なること是なり。さき述べてたるが如く、生産とは財の功用を造り、若しくは之を増加することを意味するものなれども、等しく財の功用の増加と稱する内には、自然によるものと、人爲によるものとの別あり。農夫が種子を蒔きて米麥を作るは、人爲により財の功用を増加したる場合なれども、自己の所有山に偶然鑛脈現れ、自己の所有地に突然鑛泉湧き出でたるが如きは、是れ皆自然天然に財の功用を増加したる場合なり。之と同

様に、等しく財の價値の増加と稱する内にも、自然に發するものと、人爲に出づるものと別あり。例へば、築港を企て、附近の土地を買占め依つて以て巨利を博したるは、人爲により財の價値を増加したる場合なれど、都會人口増加の爲め、郊外の畑地も宅地と化し、鐵道開通の爲め、沿道所有地の相場突然騰貴したるが如きは、是れ皆偶然の結果、意外に財の價値を増加したる場合なり。而して此の内自然の成行により、意外に財の功用又は價値を増加したるは生産にあらず、亦營利にもあらず。蓋し生産といひ營利といふは、功用なきものを功用あるものとし、價値なきものを價値あるものとし、既に功用又は價値あるものを一層功用あり又は價値あるものと化するの働を指すものなればなり。

参照

訂補國民經濟學原論 第九章第三節

生産の要素

第五節

然らば生産は如何にして行はるゝか。これには缺くべからざる三要素あり、これを『生産要素』Elements of Production と名づく。曰く

- 一、土地 Land
- 二、勞力 Labour
- 三、資本 Capital

是なり。今其の理由を説明せん、さきに述べたるが如く、吾人々類は無より有を生ぜしむる能はず。故に生産をなすに當りては、先づ第一に

(一) 取りて以て財と化するの原料を要すべく、第二に

(二) に依つて財と化するの力を要すべし。而して前者を産するものは即ち『土地』にして、

後者を出すものは即ち「勞力」なり。今日の如き私有財産制度の世の中に於ては、土地を得るにも代金を要し、勞力を得るにも賃銀を要すべければ、更に又「資本」をも要すべし。以下順を逐うて、更に之を詳説せん。

參照 訂補國民經濟學原論 第九章第四節

第十章 土地

第一節 凡そ土地には、之に資本勞力を加ふれば財を生産し得るの力あり。家畜を養ひ、金銀を出し、樹木を生じ、米麥を産するの力、即ち是なり。之を土地の「生産力」と名づく。

註 凡そ「土地」は「天然」の一部分にして、天與の物質たる陸地を指すものなり。換言すれば、天然の儘なる土地に非ざれば「土地」に非ざるな

土地の生産力

土地の生産力の増加

り。然るに世には天然の儘なる土地もあれど、之と同時に半ば人力によりて美化されたる土地もあるべし。土地には野蠻國若しくは新開國の土地もあれど、文明國若しくは舊開國の土地もあるべし。前者は通常天然の儘のものなれど、後者は通常然らずして、一部は過去の勞力と資本の結果とも稱すべきものなり。従つて此の種の土地は、今日既に一個の有力なる資本(即ち不動産と稱する一個の固定資本)に數へられ居るものなり。されば此種の土地をも單に「土地」として論ずるは、妥當ならざるの慊あれど、一物(有形物の意)たりとも、創造する能はざる人間に取つては、斯く人力により改良されたる良土にも、尙ほ且つ人力によつて生ぜざりし天與の土地たる部分存すべし。而して此の部分と彼の部分とは、實際に區別し難きも、學問上抽象的に之を區別して、其の内、天與の土地の部分指して、茲に「土地」とはいふなり。

第二節 此の如く、土地の生産力なるものは、其の地の風土、氣候の良否、交通運搬の便否等、自然の状態の如何により、

自ら差等あるものなれども、又排水、灌漑の便を開き、施肥、通路の法を講ずるに於て、容易に之を改良し得べく、盛に之を増加し得べきものにして、古來、各國共に常に土地の改良を奨励するは、これが爲めなり。

參照

訂補國民經濟學原論 第十章第二節

土地報酬漸減の時期

第三節

斯くて一定の土地の改良は盛に行はるれど、一定の土地の面積は増加せられざるが、故に、一定の土地の生産力は事實有限となる。此の結果、一定の土地の收穫は、或る程度まで増加すれど、其の以上は、爲めに要する資本、勞力の高に比し増加せず、遂には却つて減少するに至るべし。之を『報酬漸減の法則』又は『收穫遞減の理』 Law of Diminishing Return と稱す。一例を擧げて之を説明せん。茲に一町の田地あり。之に百圓の資本を投じ、十人の勞力を使用して、十

石の米を得たり。更に資本並に勞力を加倍して、二百圓の資本を投じ、二十人の勞力を使用したる結果、其の收穫も亦加倍して、三十石の米を得たり。是れ増加せる勞費に比し、生産力も亦増加せるが爲めなり。然るに更に進んで、資本並に勞力を三倍にし、三百圓の資本と、三十人の勞力とを使用せしに、此度は豫期の如くに其の收穫二倍せずして、漸く二十五石の米を得たり。是増加せる資本並に勞力に比して、割合に生産力増加せざるに至れるが爲めなり。更に資本並に勞力を四倍して、四百圓の資本を投じ、四十人の勞力を使用せしに、結果は全く豫期に反して、其の收穫は相變らず二十五石に過ぎざりき。是れ其の地の生産力の増加全く止みたるが爲めなり。

參照

訂補國民經濟學原論 第十章第三節

第四節 是に由つて之を觀れば、何れの土地も早晚報酬漸減の法則に支配さるべき運命を有するものなるが、其の遂に之を見るに至るの時期は、各國各地を通じて、必ずしも同一ならず。其の同一ならざるは、

第一、其の國人口の密度如何

第二、其の國地味の良否如何

第三、其の國文化の程度如何

てふ三者に原因す。(一)これ蓋し、人口稠密なる國にあつては、然らざる國に比し、同一面積の土地より、割合多くの收穫を求めざるべからざるべければ、報酬漸減の法則の行はるるの至るの時期、割合に早かるべく、(二)されど同一の國に於ても、良土にあつては、不良土に比し、地力盡き難ければ、報酬漸減の法則の行はるゝに至ること、割合に晚かるべく、(三)殊

に文化の程度低き國に於ては、此の法則の行はるゝに至るの期を遅延せしむるの術を知らざれど、文化の程度高き國に於ては、此の法則の將に行はれんとするや、諸種の農事改良法を案出し、勞費を省き、收穫を増加するの法を講ずるが故に、報酬漸減の時期、爲めに後るゝに至るは、決して珍しからざるを以てなり。

參照 訂補國民經濟學原論 第十章第二節

第十一章 勞力

勞働の意義

第一節 「勞力」とは、一名「勞働」とも稱し、生産の爲めにする人の働をいふ。之を以て、學生が體操をなすは、勞力に非ず。紳士が山川を跋渉するも、勞働に非ず。又牛馬が田を耕し、米麥を運搬するも勞働に非ず。牛馬を使用して田を耕さ

しめ、米麥を運搬せしむる百姓の働こそ、労働なるなれ。

參照 補訂國民經濟學原論 第十一章第一節

労働の二要素

第二節 次に労働は二種の要素より成る。曰く、『労働力』
「労働心」是なり。労働力とは、吾人々類の労働をなし得る體
力並に智力の總稱にして、労働心とは、吾人々類の労働をな
さんとの意志をいふ。如何に労働心を懐くも、労働力を缺
くときは、到底労働し能はざると共に如何に労働力を有す
るも、労働心を缺くときは、實際労働をなさず。されば、労働
は労働力と労働心との二者合成の結果なりと謂ふべし。

參照 補訂國民經濟學原論 第十一章第三節

労働に差異
ある所以

第三節 之を以て同じく人間にてありながら、人により
労働の程度に著しき相異を見るは、労働力又は労働心に大
小強弱の別あるが爲めなり。而して労働力に大小の別を

生ずるは、(一)老若の差、(二)男女の別によるべしと雖も、又(三)體
格健康の優劣、(四)智識經驗の多少によるべければ、國家は常
に國民の衛生思想の發達、體育の奨励、教育殊に實業教育の
普及に努力せざるべからず。次に労働心に強弱の別を生
ずる所以は、(一)個人に就いて云はゞ、將來を慮る精神の大小
と、(二)國家に就いて云はゞ、生命財産を保持するの安危とに
よるべきは勿論、更に、(三)一世の風潮にして、労働を尊重する
と否と、(四)労働の結果にして報酬に一致すると否とに存す
べければ、國家は常に此の點に留意して、國民の労働心を鼓
舞奨励せざるべからず。(註)

註 世人動もすれば労働力と労働とを同一視し、労働力大なるものは
又必ず労働大なりと速斷す。これ大なる誤なり。如何に労働力盛
なればとて、労働せんとの意志、即ち労働心なければ、遂に全く労働の

こと起らざるなり、諺に曰く、眠れる駿馬は、歩める鈍馬に劣ると、夫れ之を謂ふなり。斯くて勞働力は體なり。勞働心は用なり。二者合して始めて勞働起る。之を以て、勞働心の大小は、勞働力の大小と等しく、勞働の大小を決定するものなりと謂ふべし。されど等しく人間にてありながら、其の人の異なるにより、其の勞働心を異にするは如何なる道理によるかといへば、(第一)將來を慮る精神の大小如何によるべし。將來を慮る精神の大なるものは、従つて貯蓄心盛に、貯蓄心盛なるものは、従つて勞働心盛なり。現に野蠻人は文明人よりも、却つて勞働力大なる場合多きに拘らず、一年、十年、五十年、一生を通じての勞働の結果は、全く反對なるは、之が爲めなり。次に時代により、將又國民により、勞働心に強弱の別を生ずるは、(第二)生産財産の安危如何によるべし。吾人が前途を慮り、多く働きて、多く貯蓄せんと、考を懐くに至るは、後日、其の貯蓄の結果により、安樂に一生を送らんが爲めなれば、亂世には勞働心減じ、治世には勞働心増加すべし。更に又時代により、將又國民により、勞働心に強弱の別を生ずるは、(第三)

一般社會の勞働を尊重すると否ともよるべし。封建時代のわが日本の如く、勞働は尊重せられず、農商工共に、百姓、町人、職人と輕蔑せられ、武士獨り庶民の上に立ち、諸人の尊敬を享くるが如き時代には、人心自ら勞働を厭ふに至るべく、之に反し、勞働は神聖なりとして、人々之を尊重する時勢とならば、人心自ら勞働を競ふに至るべし。最後に人々の勞働心に強弱の別を生ずるは、(第四)勞働の結果と其の報酬と一致するや否やによること最も多かるべし。働くも報酬無く、働かざるも衣食に窮せざる奴隸勞働の、其の實、主人に取つて最も不經濟なる勞働なるは、之が爲めなり。

參照 補國民經濟學原論 第十章第三節第一款及第十二款

勞働の種類

第四節

それは兎に角、一概に勞働と稱する内にも、(一)主として精神上の働なるもの、即ち「精神勞働」技師の勞働の如き)

と、主として肉體上の働なるもの、即ち「肉體勞働」職工の勞働の如き)との別あるべく、又(二)直接に自分の爲めにする働、即

ち「獨立勞働」(工場主の勞働の如き)と、直接に他人の爲めにする働、即ち「不獨立勞働」(被雇人の勞働の如き)との別あるべく、更に又(三)常に熟練を要し、従つて又熟練ある働、即ち「熟練勞働」(製鐵、造船、指物、彫刻の勞働の如き)と、別に熟練を要せざる働、即ち「普通勞働」(土方、車力、荷持人足の勞働の如き)とあるべし。

參照

訂補國民經濟學原論 第十一章第二節

勞働の種類
と勞働問題

第五節 以上は共に等しく勞働にして、其の之に従事するものを「勞働者」と概稱するも、精神勞働、獨立勞働、又は熟練勞働に従事する者には、有資産者多く、肉體勞働、不獨立勞働、又は普通勞働に従事する者には無資産者多く、又前者には競争者少く、後者には競争者多し。之を以て前者は多く社會の中流(即ち中等社會)に位して、其の地位亦安固に、後者は

多く社會の下層(即ち下等社會)に位して、其の地位亦不安固なり。この故に、今日社會問題又は勞働問題の中心となりて、常に識者の同情を買ふ者は、實に前者に非ずして後者にあるなり。

協力と分業

第六節

最後に一言すべきことあり。そは如何にして勞働の効果を大ならしむべきかの問題是なり。勞働心並に勞働力を強大ならしむること、固より其の主なるものなれども、之を外にしては、勞働者をして機械器具を使用せしむること、其の一なり。勞働者をして協力分業せしむること、其の二なり。前者に就いては、次章に之を説くべく、後者に就いては、茲に之を略述せん。「協力」(Co-operation)とは、二人以上の勞働者が、同時に同種の勞働をなして、仕事の完成を圖るをいふ。重き荷物を人夫三四人掛りにて運搬するが

如き、數十人の漁夫が集りて網を曳くが如き類にして、協力せざれば成し能はざる仕事を能くし、協力せざれば成し難き仕事をも容易に成さしむるの利益あり。次に「分業」(Division of Labour) とは、二人以上の労働者が同時に異種の労働をなして、仕事の速成を圖るをいふ。扇子を造るに當りて、竹を割る者、骨を造る者、紙を切る者、紙を貼る者、繪を描く者、表装をなす者等、數人、十數人の分擔によつて働くが如き、仕事の順序と性質とにより、仕事を分割し、分擔して以て、其の結果の多きを圖るもの、皆之に當る。されど分業は協力を離れて成立せず、協力無き分業は分業にあらず。分業は常に協力を前提とし、協力せんが爲めに分業するなり。この故に、分業は一方より觀れば、常に一種の協力なれども、二者の異なる所は、分業は直接の協力を非ずして、間接の協力な

り、單純なる協力にあらずして、複雑なる協力なり。而して單純なる協力は、單純なるが故に、人力を補助すべき機械の發明と共に、必要の度を減ずれども、之に反し、分業は機械の發明と共に、益々其の必要の度を加ふ。

參照

訂補國民經濟學原論 第十二章第二節及第三節

分業の利益

第七節

然らば分業には、如何なる利益ありやといふに、分業は、(一)労働者をして各々其の長所に應じたる仕事を選ぶを得せしむべく、(二)分業の結果、仕事の性質簡單となる爲め、労働者にとりて習練を容易ならしむべく、(三)又絶えず同一の仕事を繰返すが爲め、労働者の熟練を増加すべく、(四)仕事を變更する必要無きを以て、爲めに要する時間を省くべく、(五)以上四種の原因の綜合により、大に産額の増加、製品の改良、費用の節減、競争力の増加を起すべし、(註)

註 アダム・スミスは分業の利を説きて曰く、方今、留針製造の實況を見るに、其の製造法は、十八種の手順に分たれ、平均十人の労働者之を分擔するが故に、一日に四萬八千本の留針を製し得べし。今、假に此の如き分業法に依らず、十人の労働者銘々十八種の手順を繰返さんには、一日一人に付き一本か、多くも二十本(合計二百本)に過ぎざるべし。乃ち知る、分業によると、依らざるとにより、一日の留針の出來高に、一と四千八百、少くとも、一と二百四十の相違を生ずるものなるをと。

されど以上は一世紀以上も前の話にして、最近の留針製造法に至りては、七十二乃至九十二種の手順に分れ、従つて七十二乃至九十二種の分業を見る。其の結果、出來出の増加も、亦偉大なるものなり。

ゼリグマン氏の報告によれば、今日、米國東部工業地に於ては、製靴業に就き百七十三種の労働上の分業を見るべく、又精巧なる懷中時計製造所に於ては、千八十八種の労働上の分業を見るべしと。米國製の靴又は時計の廉價なるは、全く之が爲めなり。

參照 訂補國民經濟學原論 第十二章第三節第二款

分業の弊害

第八節 然るに分業にも亦弊害無きにあらず。分業は、

(一)労働者をして、絶えず一局部の仕事に固着せしむるが故に、其の技能を一方に偏せしめ、爲めに一旦其の業に離れ、又は其の業廢るゝときは、忽ち無用の人となりて、衣食に窮すべく、(二)又絶えず同一の仕事を繰返さしむるが故に、労働者の精神を憂鬱ならしめ、其の健康を害すべく、(三)更に分業者間の關係を密接ならむしるが故に、一旦一部の労働者間に同盟罷工等起るときは、餘波四方に及び、被害甚だしかるべく、(四)之に加ふるに、分業は仕事の性質を簡單ならしむるが故に、雇主に於て、労働者を選択するの必要を減じ、自ら婦女子又は幼少年者を雇用するに至るが爲め、更に労働者間に盛に競争加はり、大に壓迫を感ずるに至るべく、(五)以上四種の原因の綜合により、社會に於ける労働者の身分は、益々下

落し、殊に雇主に對する勞働者の地位は、愈々薄弱なるに至るの虞あるべし。

參照 訂補國民經濟學原論 第十二章第三節第二款

分業の程度

第九節 是に由つて之を觀れば、分業は一利一害を免れざれど、其の害は多く分業する者(即ち勞働者)の上にあるべく、其の利は多く分業せしむる者(即ち雇主)の上にあるべし。之を以て分業は多少の弊害あるに拘らず、今日の社會に於て、益々其の流行を見る次第なるが、さりとして如何なる事業に於ても、如何なる場合に於ても、將又如何なる程度に於ても、業を分てば、分つ丈け、利益多しと謂ふべからず。事業の性質上、分業し難きものあるは勿論(例へば農業の如き)、假令性質上分業し得るものと雖も、需要常に廣大ならざるものなるか(一部の^{上流社會}にのみ需要せらるゝ奢侈品の如き)、

若しくは販路未だ狭小なるものなる場合には(一地方にのみ需要せらるゝ商品の如き)、盛に分業して、却つて大に損失すべし。是れ蓋し分業は資本を節約するものにあらず、寧ろ大資本を要すれど資本の増加の割合以上に、産額の増加起るべければ、需要廣大にして、續々賣行きある場合に於て、始めて分業の功果現るゝ次第なればなり。この故に、分業の程度は需要の大小に比例せしむべく、分業の功果は、販路の大小に依つて決すべし。今日とても、田舎に^{モロツヤ}萬屋繁昌し、都會に専門商勃興するは、之が爲めなり。

參照 訂補國民經濟學原論 第十二章第三節第三款

分業の種類

第十節 以上は主として『勞働上の分業』 Division of Labour なれども、尙ほ『生産上の分業』 Division of Production なるものあり。専ら農業に従事するもの、専ら工業に従事するもの、専

ら商業に従事するもの、専ら漁業に従事するもの、専ら林業に従事するものがあるが如き、又農業に従事するもの、内に専ら穀物を作るもの(即ち田舎の百姓の如き)、専ら野菜を作るもの(即ち都會附近の百姓の如き)あるべく、工業に従事するもの、内にも、専ら綿布を織るもの(即ち綿布工場)、専ら絹布を織るもの(即ち絹布工場)、専ら毛布を織るもの(即ち毛織物會社の如き)、専ら麻布を織るもの(即ち麻布會社の如き)あるべく、又商業に従事するもの、内にも、専ら小賣を營むもの(即ち小賣商)、専ら卸賣を營むもの(即ち卸賣商)、専ら貿易を營むもの(即ち貿易商)あるが如き、是なり。この故に、勞働上の分業は「技術的分業」なれども、生産上の分業は「社會的分業」なりといふを得べし。而して社會的分業には、又分業の行はるゝ地域の大小如何に基き、「地方的分業」と「國際的分業」

との別あるべし。是れ蓋し、一國內に於ても、其の地方により、夫れ々々風土氣候等に相違あるが爲め、甲地に産して乙地に産せざる産物あると同様に、國際間に於ても、國々により、夫れ々々風土氣候等に相違あるは勿論、文化の程度にも差異あるより、甲國に適せずして乙國に適する事業あるべければなり。北海道は海産物多く、九州は石炭に富み、臺灣は砂糖、樟腦を出し、東北は馬を出し、關西は牛を出し、北越は羽二重を出し、南海は綿ネルを出すが如きは、即ち一國內に於ける地方的分業にして、日本は生絲、茶を出し、米國は穀物、石油を出し、英吉利に綿布、機械を出し、佛蘭西は絹織物、化粧品を出すが如きは、即ち世界に於ける國際的分業なり。而して内國商業は地方的分業に發し、國際貿易は國際的分業に發す。されば地方的分業盛大なるに従つて、一國內の商

業隆盛なるべく、國際的分業盛大なるに従つて、國際間の貿易旺盛となるべし。

參照 訂補國民經濟學原論 第十二章第三節第一款

第十二章 資本

資本の意義

第一節 『資本』とは、生産の用に供せんが爲め、備へられたる財産をいふ。而して、財産とは、或一人の所有に屬する財の集合體にして、財とは、吾人の慾望を充足し得べき一切の物をいふ。故に財の内にも、財産の内にも従つて又資本の内にも、貨幣あり、家屋あり、地所あり、山林あり、機械あり、食物あるべし。唯是等の財にして、單に之を所有するに止るに於ては、財産たるに過ぎざれども、一朝、之を生産の用に供せんとするに及んで、忽ち資本と化するなり。之を要するに、

資本は、其の實財産に外ならざれども、死藏せる財産に非ずして、活用せる財産なり。享樂の用に供せんとする財産、即ち『享樂財産』に非ずして、生産の用に供せんとする財産、即ち『生産財産』なり。

參照 訂補國民經濟學原論 第十三章第一節

資本構成の 原因

第二節 之を以て個人に就いても、將又國家に於ても、資本を造り、若しくは之を増加するの常道は、第一に、生産によつて財を得、財産を増加し、第二に、貯蓄によつて、再び之を生産に利用するに在り。勤儉、貯蓄は相俟つて、國を富まし、家を興すの基たる所以、寔に茲に存す。

參照 訂補國民經濟學原論 第十三章第三節

資本の種類

第三節 次に資本には、其の之を構成する財の種類の種類、如何により、二種の別を生ず。曰く、

一、流動資本 Circulating Capital

二、固定資本 Fixed Capital

是なり。「流動資本」とは、唯一回生産の用に供するに於て、其の功用の全部を失ふものなり。畧言せば、唯一回より役立つたざるものをいふ。貨幣、食物、燃料、原料の如き、之に屬す。固定資本とは、一回生産の用に供するに於て、唯其の功用の一部を失ふに止まり、更に數回繰返して、生産の用に供し得るものなり。略言せば、幾回も役立つものをいふ。機械、器具、工場、店舗の如き、之に屬す。

參照 訂補國民經濟學原論 第十三章第二節

機械の使用

第四節

此の際注意すべきことあり。それは事業の種類により、或は流動資本多きものあり、或は固定資本多きものありて、千差萬別、必ずしも一定せざれども、通じて論ずると

機械使用の利害

きは、近時、大企業の勃興に伴うて、何れの事業に於ても、固定資本次第に多きを加へ、殊に機械の使用熾なるに至れることと是なり。

第五節

然らば機械の使用は何故に然かく盛大なるに至れるかといへば、それは機械を使用せば、容易に(一)産額を増加し得べく、(二)品質を改良し得べく、(三)労費を節約し得べく、(四)賣價を低廉にし得べく、(五)競争に打ち勝つを得べく、(六)殊に如何なる難事業と雖も、容易に之を成就し得べければなり。此の結果、近年各國ともに、争うて機械の發明に従事し、機械の應用を努むる次第なるが、其の裏面には、又幾多の弊害を伴へり。機械使用の結果、手工業者の職を奪ふこと、其の一なり。労働者の地位を薄弱ならしむること、其の二なり。労働者をして過勞の弊に陥らしむること、其の三なり。

り。生産の過剰を招き、恐慌を頻繁ならしむること、其の四なり。

註 十八世紀の末、アダム・スミス氏が『富國論』を著すや、分業の利を説くに、留針製造の例を以てし、十人の労働者が分業法によるときは、一日に能く四萬八千本の留針を製し得べしとて、頗る得意の色見えたること、曩に述べたる所の如くなるが、今日は、巧妙なる留針製造機械を用ゆるが故に、一臺にて能く一分間に百八十本、一日に十萬八千本の留針を製造し、且つ一々之を紙に包むとを得。而して三人の労働者にて、此の機械七臺を取扱ふを得るが故に、三人にて、一日に、七十五萬六千本を製造し得る勘定となる。されば一世紀前には、分業の法により、一人一日四千八百本を製し得たりとて、大に跨り得たるものが、今日にては、機械の力により、一人一日、能く二十五萬二千本を製し得べし。即ち約五十三倍の生産力の増加にして、昔の五十三人は、今の一人の生産力に當るものといふべし。イッソー曰く、軌條を造り、材木

を鋸る等の工業にありては、機械の力は、人力に百倍乃至千倍すと。又以て機械は如何に多く生産力を増加せしむるものなるかを知るに足るべし。

參照 訂國民經濟學原論 第十四章第二節

機械使用の條件

第六節

斯くて機械の使用には、一利一害を免れざるのみならず、又如何なる事業に就いても、如何なる場合に於ても、常に必ず之を使用し得べきに非ず。第一に仕事の性質單純にして、絶へず同一の作用を繰返し得る事業なるを要し、第二に、製品の販路廣大にして、常に多量の生産を爲し得る場合なるを要し、第三に、賃銀高くして、労力を省く利益著大なる國なるを要す。(註)

註 彫刻、繪畫、其の他の美術製作業、又は各種の修繕業等に就きては、今日と雖も尙ほ充分に機械を應用する態はざるは、第一の理由によるなり。日用品なるか、若しくは廣く世界に販路を有するものにあら

ざれば機械使用の製造工業興らざるは第二の理由によるなり。米國に於ては、一切の事業に就き、盛に機械を使用すれど、我國に於ては、今尙ほ機械の使用盛ならざるは、第二及び第三の理由によるなり。之を以て如何なる場合にも、又如何なる事業にも、機械を使用すれば、必ず成功すべしと斷ずべからず。

參照 訂補國民經濟學原論 第十四章第三節

第十三章 企業

企業と生産

第一節 以上論ずる所により、生産には常は土地、資本、勞力の三要素を具備するを要するを知れり。されど是等の三要素完備すればとて、必ずしも生産立どころに發すとは考ふべからず。元來、生産要素なるものは、唯生産をなすに當りて、缺くべからざるの資料たるのみ。是等の資料を集め、是等の要素を綜合して以て生産せんとするに於て、

而して此の如き生産せんとするに於て、今日の如き、發達せる交通經濟時代に於ては、主として之に基き利益を營まんとの企、即ち所謂「企業」Enterpriseとして現はるゝを常とす。之を以て、今や文明國に於ては、生産の盛衰は、一に全く、企業の盛衰如何に依る。

第二節 然らば企業とは何ぞや。曰く、企業とは、營利の目的を以て事業を企つることをいふ。されは田を耕すも、自ら耕して自ら食ふ自給生産は、營利の目的にあらざるが故に、企業に非ず。又自ら耕して他人に供給すとも、自家後園の野菜を、偶々所望あるに委せて賣却するが如きは、一時的のものにして、決して事業を企つるものと稱すべからざるが故に、企業に非ず。之を以て、企業は昔に存せずして今に存し、交通經濟の發生と共に發生し、其の發達と共に發達

企業の意義と發達

せるものと謂ふべし。今日の如き發達せる交通經濟時代に於ては、一二例外の場合を除き、殆んど一切の生産は、一切の營利の目的を以てする常業となり、商業は勿論、農業も、工業も、漁業も、林業も、鑛山業も、皆殆んど企業となりぬ。

參照 補訂國民經濟學原論 第十五章第一節

企業の種類

第三節 企業は、之を諸種の方面より、諸種に種別するを得。先づ第一に、之を其の規模の上より、

- 一、大企業 Enterprise on a Large Scale
- 二、小企業 Enterprise on a Small Scale

に分つを得べく、第一に之を其の主格の上より、

- 一、公企業 Public Enterprise
- 二、私企業 Private Enterprise

に分つを得べく、第三に之を其の組織の上より、

- 一、個人企業 Individual Enterprise
- 二、共同企業 Associated Enterprise

に分つを得べし。以下順を逐うて之を説明せん。

大企業と小企業

第四節 凡そ企業の内には、多量の生産又は販賣を目的とする、小規模のもの、少量の生産又は販賣を目的とする、小規模のもの、とあるべし。前者を「大企業」といひ、後者を「小企業」といふ。されど此の區別は、必ずしも工場工業と手工業との區別に一致せず、又卸賣業と小賣業との區別に等しからず。何となれば、手工業にして其の産額遙に小工場工業に優るものあるべく、近時歐米諸國に流行する「デパートメントストア」Department Stores の如きに至りては、名は小賣業なれど、其の實、卸賣業をも凌ぐの販賣額を示すものにして、孰れも大企業と稱すべきものなればなり。

第五節 然らば大企業と小企業との利害得失如何。それは全く販路の大小如何による問題にして、販路大なるものは、大企業を可とし、販路小なるものは、却つて小企業を可とす(本書第十一章第九節及び第十二章第六節参照)。従つて一概に其の優劣を斷ずる能はざれども、通じて論ずるときは、文明の進歩と共に、大企業は益々小企業に優るの傾向あるものなり。是蓋し、大企業は小企業に比し、多くの資本を要すれど、多くの資本を擁するが故に、盛に分業し得べく、大に機械を使用し得べきを以て、

- 第一、大企業は、生産力を増加し、従つて産額を増加し得べく、
- 第二、大企業は、生産費を減少し、従つて収益を増加し得べく、

第三、大企業は、賣價を低廉にし、従つて販路を擴張し得べき、

に、恰も宜し、文明の進歩は交通の發達を促し、交通の發達は販路の擴張を助くるを以てなり。されど此の結果、又社會に弊害なき能はず。大企業勃興の極、市場獨占の弊を醸すこと其の一なり。中産者の減少を促すこと、其の二なり。斯くて社會の調和を失すること其の三なり。

參照 訂國民經濟學原論 第十五章第二節第一款

第六節 次に企業には、公私の別あるべし。「公企業」とは、公共團體の企業をいふ。我國の國有鐵道、煙草及び鹽の專賣業の如き、東京市及び大阪市の市營電車の如き、國家を始め、自治體の企業、皆是なり。「私企業」とは、私人の企業をいふ。諸會社工場を始め、一般の私營事業、皆是なり。元は企業と

云へば、其の實、悉く私企業なりしが、近時、國家を始め、自治體に於ける、職務の増加は、収入の増加の必要を起し、兼て社會政策上の必要加はりたるより、次第に公企業の増加を見るに至りぬ。

參照

訂補國民經濟學原論 第十五章第二節第二款

個人企業と
共同企業

第七節 最後に企業には單複の別あるべし。「個人企業」とは、一個人の單獨經營にかゝる企業にして、「共同企業」とは、二人以上の人の共同經營にかゝる企業なり。所謂個人商店は皆前者に屬し、會社、組合は、皆後者に屬す。

個人企業と
共同企業の
優劣

第八節 次に是等二種の企業の優劣を比較研究せん、(一)個人企業に於ては、企業上の損益は、全然一身一個に歸するを以て、自然熱心に業務に従事すべく、厘毛の細利と雖も、之を看過せざるべければ、事業の基礎自ら鞏固となるべし。

之に反し、共同企業に於ては、企業上の損益共に分擔するものなるを以て、勢ひ各自誠實の念を缺き、放逸に流れ易く、事業の基礎自ら薄弱なるべし。(二)又個人企業に於ては、企業經營上、毫も他人の掣肘を受けざるを以て、機敏に業務を處理し得べく、機に臨み、變に應じて、事業を擴張し、縮小し、變更するを得べし。之に反し、共同企業に於ては、萬事合議の上にて、決せざるべからざるを以て、動もすれば時機を逸し、商利を失ふの虞あるべし。されど以上は、是單に個人企業の長所のみを見共同企業の短所のみを擧げたるに過ぎず、更に眼孔を一轉せば、反對の結果を見るべし。(三)即ち個人企業に於ては、通常個人の資本に限りあり、個人の能力は無限のものにあらざるを以て、自ら其の従事し得べき事業の範圍に限りあるべく、事業の規模も亦大ならざるべきに、共同

企業に於ては、必要に應じて、資力を蒐集し得べければ、如何なる大事業にも當るを得ん。(四)且つ夫れ個人企業に於ては、個人の信用は、即ち事業の信用なるを以て、企業家一身の盛衰存亡は直に事業其のもの、盛衰存亡を決すべけれど、共同企業に於ては、事業の信用は、多人數の信用より成るを以て、假令其の内に一二の破産者又は死亡者を出すことあるも、爲めに事業其のもの、運命を左右することなをるべし。之を要するに、個人企業の長所は、即ち共同企業の短所にして、個人企業の短所は、即ち共同企業の長所なり。斯くて兩者は長短相半し、一得一失を免れざるものなれども、現下世界の趨勢に照して考ふるときは、共同企業は能く時勢に適應せるものと斷ずるを得べけん。是蓋し今日企業の成敗は、主として資本の大小に存し、資本大なるものは榮ゆ

べく、小なるものは衰ふべく、時は實に資本萬能の時代なればなり。

參照

訂補國民經濟學原論 第十五章第二節第三款

共同企業の種類

第九節 斯くて共同企業は近世の企業の特徴を造るに至りたるが、其の形式必ずしも一ならず。(一)主として人力の結合によるものあり、之を『産業組合』 Industrial Associations or Co-operative Societies と名づく。(二)主として資本の結合によるものあり、之を『會社』 Companies と名づく。(三)主として事業の結合によるものあり、之を『結合企業』 Industrial Combinations と名づく。而して産業組合は中産者以下の人々の共同企業なるべく、會社は中産者以上の人々の共同企業なるべく、企業同盟は富豪の共同企業なるべし。従つて是等三者を比較するときは、産業組合は小企業にして、會社は大企業、

Integration 合化
specialization 特化

産業組合の
種類

又結合企業は大企業の大企業なりと云ふを得べし。

第十節 然るに、産業組合にも、亦組合の目的如何によりて、四種の別を生ず。即ち

- 一、信用組合 Credit Associations
- 二、販賣組合 Sale Associations
- 三、購買組合 Purchase Associations
- 四、生産組合 Production Associations

是なり。「信用組合」とは組合員の協力により、共同の金融機關を組織するものをいふ。故に組合員はこれにより貯蓄の便宜を得べく、産業に必要な資金の融通を仰ぐを得べし。「販賣組合」とは組合員の協力により、共同の販賣機關を組織するものをいふ。故に組合員はこれにより直接販賣の便宜を得べく、中間の商人に利益を壟斷せらるゝを免る

ゝを得べし。「購買組合」とは組合員の協力により、共同の購買機關を組織するものをいふ。故に組合員は之により直接購入の便宜を得べく、中間の商人に利益を壟斷せらるゝを免るゝを得べし。「生産組合」とは組合員の協力により、共同の生産機關を組織するものをいふ。故に組合員は之により生産に必要な原料機械を備へ、獨立自營の便宜を得べし。而して我國の生産組合法によれば、以上四種の組合は互に合併し、兼營し得るなり。(註)

註 我國に於ては、徳川時代より、二宮尊徳翁の創設にかゝる「報徳社」と稱する一種の信用組合ありて、今尙ほ主として駿遠三地方に盛なれど、法律を以て、信用組合を始め、各種の産業組合を認むるに至りたるは明治三十三年三月、法律第三十四號を以て、「産業組合法」なるものを制定せるに始まる。爾來我政府に於て盛に之が設立を奨励せしか

産業組合の
目的

ば今や其の數一萬三千に近く、組合員數百七十萬人を超ゆ。

第十一節 之を要するに、産業組合の目的とする所は、小企業家をして、勤儉貯蓄の力行と、一致協同の精神とにより、或は金融の點に於て、或は販賣の點に於て、或は購買の點に於て、或は生産の點に於て、小能く大を制するの途を開き、漸く盛ならんとする大企業家又は大資本家の壓抑に堪へしめ、以て能く一國社會の中堅たる中等社會の運命を維持するに在り。

參照

訂國民經濟學原論 第十五章第二節

會社の種類

第十二節 次に會社も亦其の組織の如何により、四種の別を生ず。即ち、

- 一、合名會社 Ordinary Partnerships
- 二、合資會社 Limited Partnerships

三、株式會社 Joint Stock Companies

四、株式合資會社 Joint Stock Limited Partnerships

是なり。「合名會社」とは無限責任社員のみを以て組織せる會社なり。「合資會社」とは無限責任社員と有限責任社員とを以て組織せる會社なり。「株式會社」とは所有株式の金額を限り、責任を有する株主を以て組織せる會社なり。「株式合資會社」とは無限責任社員と有限責任社員とより成り、其の内、有限責任社員の持分のみ、株式となり居るものをいふ。

會社の優劣

第十三節

之を以て組織鞏固にして、信用の厚き點より云へば、合名會社最も優り、合資會社之に次ぎ、株式會社最も劣る。されど組織の容易にして、資金蒐集に便なる點より云へば、株式會社最も優り、合資會社之に次ぎ、合名會社最も劣る。而して株式合資會社に至りては、孰れの點に於ても、

常に其の中庸を得たるものなり。之を要するに、合名會社並に合資會社は、個人企業に類する所多きが故に、個人企業の長所短所を兼備すべく、株式會社並に株式合資會社は、共同企業の尤なるものなるが故に、共同企業の長所短所を兼備すること著し。従つて其の間の優劣は、曩に述べたる個人企業と共同企業との長所短所を吟味するに於て、自ら首肯するを得ん。

參照 訂國民經濟學原論 第十五章第四節

カルテルと
ツラスト

第十四節 最後に結合企業にも亦其の結合の程度により、二種の別を生ず。曰く

- 一、カルテル Cartell
- 二、ツラスト Trust

是なり。「カルテル」とは、相互の競争を避け、相互の利益を増

進せんと目的を以てする、同種企業家の聯合をいふ。「ツラスト」とは、市場獨占の目的を以てする、同種企業家の聯合をいふ。此の故に、前者は「企業聯合」と譯すべく、後者は「企業合同」と譯すべし。乃ち兩者の差異を指摘せんに、(一)カルテルは企業の聯合なるが故に、カルテル成立の後も、各企業は其の獨立を失はず、唯其の協約せる事項(例へば賣價、販路又は生産額の如き)に就いて、自由行動を束縛せらるゝのみ。之に反し、ツラストは企業の合同なるが故に、ツラスト成立の後、各企業は直に其の獨立を失ひ、單に一企業たるに至るものなり。(二)又カルテルは企業の聯合なるが故に、聯合期間の消滅と共に、消滅すべき一時性のものなり。之に反し、ツラストは企業の合同なるが故に、永久性のものなり。(三)更にカルテルは自由競争を避くるてふ、消極的目的に出

づるもの多し。之に反し、ツラストは初より市場を獨占せ
んで、積極的目的に出づるもの多し。(註)

註

カルテルはその協約せる事項の種類如何により、諸種の種別を生
ずべし。(一)生産額の協定を約するもの、之を『生産カルテル』といふ。

(二)販路の分割を約するもの、之を『販路カルテル』といふ。(三)賣價の一
定を約するもの、之を『賣價カルテル』といふ。(四)純益の分配を約する
もの、之を『純益分配カルテル』といふ。(五)販賣の共同を約するもの、之
を『販賣カルテル』といふ。斯くてカルテルには諸種あれども、孰れも
一國又は世界の同種企業の聯合により、協約により、同盟によつて以
て、一國又は世界の市場に於ける、同種企業家の競争を避け、互に事業
の安固を圖るに於て、同一なりと謂ふべし。

カルテルと
ツラストの
優劣

第十五節

是に由つて之を觀れば、カルテルは聯合團體
にして、ツラストは統一團體なり。カルテルは混合物にし
て、ツラストは化合物なり。故に、ツラストは組織鞏固なれ

ども、カルテルは組織鞏固ならず。ツラストは全然利害を
歸一すれど、カルテルは全然利害を歸一せず。従つてツラ
ストはカルテルに比し、事業の統一と行動の敏活とに於て
優るべければ、収益の見込多かるべし。されど、翻つて考ふ
るに、カルテルは、地方分權にしてツラストは中央集權なり。
カルテルは、合議政治に類し、ツラストは專制政治に類す。
此の故にカルテルは成功に伴ふ収益の見込小なると共に、
失敗に伴ふ損害の程度も亦小なれど、ツラストは成功に伴
ふ収益の大なると共に、失敗に伴ふ損害の程度も亦大なり。
従つてカルテルは成立容易なれど、ツラストは成立容易な
らず。結局、ツラストは其の名の如く、事業處理の全權を全
任すべき信用大なる偉人(『被信託者』Trusteesと稱するもの)の
發生せざる限り、發生の見込なきものなり。

カルテル及
ツラストの
起因と弊害

第十六節 然れどもカルテルとツラストとは、又類似の點無きに非らず。大體に於て、其の起因は同一なり。其の手段は同一なり。従つて其の影響も亦畧ぼ同一となる。即ちカルテルといひ、ツラストといひ、通じて論ずるときは、共に其の源を近世企業の通弊たる『過剰生産』Overproductionに發す。過剰生産の極、自ら競争激甚となり、自由競争の極、自ら物價の暴落となり、物價暴落の極、自ら事業の失敗となり、事業失敗の極、自ら救済の必要起る。此の必要に應じて案出せられたるもの、之をカルテルとなす。之により過剰生産を防ぎ、自由競争を避け、物價次第に騰貴するに及んで、收益次第に増加し、事業の基礎益々鞏固なるに及んで、更に一段の進運を圖る。之をツラストとなす。是に於てか、市場の獨占となり、物價の暴騰となり、一般消費者に與ふるの

不利、大なるものあるに至る。ツラスト排斥の問題生ずるは、之が爲めなり。(註)

註 方今世界文明國中、到る處として、カルテル又はツラストを見ざるなきの狀なるが、就中、カルテルは獨逸に盛にして、ツラストは米國に盛なり。大戰前の獨逸に於ては、千八百九十年代以來、之が流行を極め、主要工業中、殆んど之を見ざるなきの有様にして、其の數實に約四百、之に加盟せる會社の數、約一萬二千に上れり。

又米國に於ても、ツラストの發生は、比較的近年のことなるが、一旦ロックフェラー氏の石油ツラスト(即ちスタンダード石油會社のこと)に於ける一大成功を見て、各種の事業は皆争うて之に倣ふに至れり。戦前最近の調査によれば、其の數百八十五、之に屬する工場數無慮二千四十に達すといふ。中にも世界最大のツラストと稱せらるゝ合衆國製鋼會社 United States Steel Corporation の如きは、千九百一年、無慮七百八十五の會社の合同に成り、資本金約十四億弗を稱へ、十六萬八

千人の労働者を使用し、米國製鐵總額の約六割を出すと傳へらる。

參照 訂補國民經濟學原論 第十五章第五節

第三編 交易論

第十四章 交易

交易の意義

第一節 『交易』Exchange とは、財の交換をいふ。而して財の交換には、二種あり。其の一は財と財との直接交換にして、之を『物々交換』Barter と名づく。炭一俵と米一斗とを交換するが如し。其の二は貨幣の媒介による財の間接交換にして、之を『賣買』Sales と名づく。炭一俵を金一圓に代へ、依つて得たる金一圓を以て米一斗と換ふるが如し。此の如くして交換者双方共に、比較的無用の財を與へて、比較的有用の財を得るが故に、交易は生産と等しく、財の價值を増加し得べく、依つて以て、各人の慾望を充足せしめ、各人の幸福

を増進する上に於て、偉大なる効果あるものなり。

參照 訂補國民經濟學原論 第十六章第一節

交易の發生

第二節 且つ夫れ、今日の如き交通經濟時代に於ては、生産先づ發して、消費に終る迄の間、常に必ず交易のこと起る。されど交易は昔より存せし經濟現象にはあらず。其の昔、自給經濟時代に於ては、各人自ら生産して、自ら消費し、少しも他と交通なく、交換なかりしが、其の後、交通經濟時代に入るに及んで、先づ直接交換起り、次で貨幣生ずるに及んで、間接交換起りたるなり。然らば此の如くして時代の推移と共に、交通起り、交換生ずるに至りし所以如何。之には三種の原因あり。曰く、

第一、慾望の發達

第二、分業の發生

第三、私有財産制度

是なり。(一)吾人の慾望にして單純なる間は、交易のこと起らず。其の次第に複雑なるに及んで、遂に吾人單獨の力にて充足する能ざるに至る。是に於てか、他人の力を借らざるべからず。従つてまた、交易の必要起る。(二)されど慾望増進の結果、自己の力に不足を感じ、他人の力を借らざるべからざるに至れるは、各人共通の現象なり。共に自力に不足を感ずるに至れる各人が、共に他力に依らんとするには、如何なる方法によるべきか。そは言ふ迄もなく分業なり。即ち甲は専ら甲の財を造り、乙は専ら乙の財を造り、而して甲乙互に其の財を交換す。是に於てか、交易のこと起る。(三)然れども共有財産制度にして存續する間は、分業起るも交換起らず、共同に生産して共同に消費するのみ。其の後、

私有財産制度興るに及び、諸財各々其の所有主を異にするに至る。是に於てか、交換初めて行はれ、交易初めて生ず。

參照 訂補國民經濟學原論 第十六章第二節

交易の發達

第三節

斯くて交換起り、交易生じたる後、文明の進歩に伴うて、度量衡、貨幣、信用、銀行、取引所等、各種交易機關の整備と、汽船、鐵道、郵便、電信、電話等、各種交通機關の普及とは、相俟つて、益々交通の發達を促し、交易の範圍を擴め、一方に於て、一國內の交易、即ち「内國商業」Home Tradeの繁榮を見ると同時に、他方に於て、國際間の交易、即ち「外國貿易」Foreign Tradeの隆盛をも見るに至りぬ。(註)

註 文明の進歩と共に、交易は、其の交易の機關に於て發達し、其の交易の範圍に於て膨脹せしのみならず、又交易の形式に於て著しき進化を見たり。即ち本章第一節に於て述べたるが如く、當初の交易は

一、財と財との交換(即ち自給經濟時代)

なりしが、次で貨幣の發生と共に、

二、財と貨幣との交換(即ち貨幣經濟時代)

となり、更に信用の發達と共に、

三、財の信用券との交換(即ち信用經濟時代)

となりぬ。詳しくは後に信用の章に於て述べべし。

交易と價值

第四節

之を要するに、今日の如き發達せる交通經濟時代に於ては、吾人は生産により財を造ると同時に、交易により廣く財を得べし。換言すれば、吾人は生産により價值を造ると同時に、交易により盛に價值を利すべし。是蓋し交易は價值少きものを與へて、價值多きものを得るの手段なればなり。斯くて財の交換とは、其の實價值の交換にして、交易問題は、其の實價值問題なり。然らば價值とは何ぞ、之を次章に説明せん。

物と物との交換
人から人へ
貨幣による

第十五章 價 值

功用と價值

第一節 凡そ財とは、吾人々類の慾望を充足し得るものをいふ(本書第二章参照)。而して此の如き財の慾望を充足し得る性質を稱して、財の「功用」Utilityと名づけ、此の如き財の功用に對する人の主觀的認識の程度を稱して、財の「價值」Valueとはいふなり。故に財の功用は、財に附着の性質なれども、財の價值は、財に對する人の認識なり。財の功用は、容觀的のものなれども、財の價值は、主觀的のものなり。従つて一定の財の功用は、常に一定なれども、一定の財の價值は、之に對する人の異なるにより、異なるべく、財の性質にして變化なき以上は、財の功用は變化せざるも、財の價值は千變萬化すべし。今一二の例を擧げて之を説明せん、金時計

稀少説
效用説
富力説

の金時計たる功用は、常に同一なれども、金時計の價值は、之に對する人の、紳士たると百姓たるとにより、大人たると小兒たるとにより、大差あるべく、又既に一箇の金時計を所有する紳士たると、未だ之を所有せざる紳士たるとにより、相違あるべし。(註)

註 斯くて財の價值は、人により、場合により、異なるのみならず、又時代の風俗、習慣、並に法制の如何により、増減するものなり。是蓋し財の價值は、人の慾望に發し、慾望は時代の風俗、習慣、法制の如何により、増減し、消長するものなればなり。明治維新の前、我國の風俗、習慣、未だ歐化せざるの時代に於ては、洋服、帽子、靴、洋杖等は、當時の日本人に取りて、殆んど價值を有せざりしなるべく、明治維新の後、帶刀禁止令の發布を見、萬事歐米の風俗に化するや、軍人の外は、日本刀に對する慾望著しく減退し、槍、薙刀、甲冑、麻袴は、今や無用の長物となり、之に代ふるに、洋服、帽子、靴、洋杖に對する慾望大に起り、其の上に認むる價值の

著しく増加したるが如き之を證して餘りあるものと謂ふべし。

參照 補訂國民經濟學原論 第十七章第二節

慾望と價值

第二節 是に由つて之を觀れば、同一財の功用は常に同一なれども、同一財の價值は必ずしも同一ならず。獨り同一人ならざるが故に、同一ならざるのみならず、同一人なるも、亦必ずしも同一ならず。是蓋し財の價值は、之に對する人の慾望に發し、慾望の程度に定るものなるを以てなり。詳言すれば、價值の起因たる人の慾望は、人の異なるにより異なるのみならず、又同一財に對する同一人の慾望も、充さるゝに従つて減少し、充されざるに従つて増長するものなればなり。故に、一定の財に對する一定の人の慾望は、其の存在量に反比例すべく、従つて一定の人に對する一定の財の價值は、其の財の存在量に反比例すべし。此の理を明瞭

限界功用説

ならしめんと企たるもの之を限界功用説となす。

第三節 限界功用説に曰く、元來、財には其の數量の絶對的數量たると、相對的數量たるとにより、二種の功用の別生ず。即ち

第一、全部功用 Total Utility

第二、部分功用 Partial Utility

是なり。「全部功用」とは、一種の財の全體の功用をいひ、「部分功用」とは、其の財の各部分の功用をいふ。茲に一石の米ありとせんか、其の米の全部功用とは一石の米の吾人の口腹の慾を充すの功用をいひ、其の米の部分功用とは、其の内一升の米又は一合の米の吾人の口腹の慾を充すの功用をいふ。而して財の功用とは、人の慾望を充足し得べき財の性質なるが故に、財全體の此の種の性質に變化無きも、慾望は

充さるるに従つて、其の程度減じ、充されざるに従つて、其の程度増進するより、米の全部功用には變化無きも、米の部分功用には常に大なる變化を生ずべし。(一)今茲に饑餓に瀕せる乞食ありて、偶々一碗の飯を得たりとせんか、彼は之に依りて、幸に餓死を免るるが故に、其の一碗の飯は、彼に取つて最大の功用を有するものと謂ふべし。然れども唯一碗の飯にては、未だ空腹を醫するに足らざるを以て、更に第二に一碗の飯を得ば、之をも喜んで食すべしと雖も、之を最初の一碗に比すれば、等しく一碗の飯たるも、そが乞食の慾望を充すの功力即ち功用に於ては、劣る所あるべし。次に第三の一碗を得るに及んでは、更に其の功用を減ずべく、斯くて第四の一碗、第五の一碗と順次に得るところ多きに従ひ、空腹の程度を減ずすが故に、飯に對する慾望の程度を減ず

べく、飯に對する慾望の程度を減ずるが故に、之を充すべき飯の功用の程度も亦減ずべく、假りに第五の一碗を食するに及んで、全く飽滿し、最早其の以上、到底食する能はずとせば、假令第六の一碗を得ることあるも、之に對しては、毫も慾望を減ぜず、従つて又第六の一碗の飯は、全く功用なきものとなる。斯くて、合計五碗の飯を以て、乞食の空腹を充したりとせば、乞食の空腹を充せる五碗の飯の全部の功用(即ち全部功用)は一なれども、其の内の各一碗の飯の功用(即ち部分功用)には、大差あるを知るべく、又孰れも等しき一碗の飯なれども、其の功用(即ち部分功用)は、最初の部分に最も大にして、漸次減少し、最後の部分に最も小なるべく、其の以上の一碗は、遂に全く無功用のものたるべきを知るべし。(二)次に人あり、新に洋傘を買入れんとするに方り、一本一圓にて

一先づ買約整へりとせん。其の際、今一本餘分に購入せんを要求せられんか、誰しも一本の洋傘を必要とするも、二本を必要とせざれば、豫備の爲に更に一本を合せ買ひ置くとするも、此の度は、一本一圓宛の割合にては肯ぜざるべく、一本八十錢の割合なれば、始めて買約整ふべし。更に相手の商人が、今一本、合せて三本買入れんを要求したりとせんか、此の度は二本までも餘分に買ひ置くは、不必要なるべきにより、強ひて買入を求めらるれば、一本五十錢づゝの割合とすべしと答ふるに至らん。即ち、等しく是れ一本の洋傘なるも、一本以上の洋傘は、必ずしも必要とせざれば、一本以上なるに従ひ、必要の度減じ、功用減じ、價值減すべく、又二本の洋傘の内、若しくは三本の洋傘の内、何れの一本を用ゆるも、同じことなれば、何れの洋傘も、皆共に價值減じ、従つて

順次一層安き平均直段によるにあらざれば、二本又は三本の購入を肯ぜざるに至る。一本の洋傘の全部功用よりも、二本の洋傘の全部功用の方多かるべく、二本の洋傘の全部功用よりも、三本の洋傘の全部功用の方多かるべきは、言を俟たざれども、一本の時の一本の功用と、一本を得て後の一本の功用と、二本を有せる後の一本の功用といふが如き、各部分功用には大差あるべし。斯くて一本一本の部分功用は、其の本數の増加に反比例して漸減すべく、従つて最後の一本の部分功用は、常に最小なると同時に、何れの一本を使用するも、同一なるが故に、何れの一本も、最後の一本の部分功用と等しき最小なる功用を認めらるるに過ぎざることとなり、従つて生ずる最後の一本の部分功用に基く最小價值が各洋傘の價值となり、一本のときは一圓なるものも、二

本のときは、何れも八十錢づつとなり、三本のときは、何れも五十錢づつとなる。以上二種の例示により、吾人は

第一、財の功用には、財の全部としての功用即ち全部功用と、一部としての功用即ち部分功用との別あること。
第二、同一財の全部功用は常に同一なれども、各部分功用は常に同一ならざること。

第三、財の功用は、最初の部分に最大にして最後の部分に最小なること。

第四、財の最後の部分功用は、常に財の價值を決定するものなること。

てふ四大家實を發見すべし。これを稱して「功用漸減の法則」Law of Diminishing Utilityと名づけ、又財の最後の部分功用即ち「限界功用」Marginal Utilityは財の價值を決定するものなり

限界功用説
の批評と
限界價值説

との斷定に基き、一名之を稱して「限界功用説」Theory of Marginal Utilityともいふ。

第四節 以上論ずる所により、吾人は功用漸減の法則一名限界功用説の主要を會得しぬ。此の説たる、今や多數の學者の間に認容せられ、經濟學上の定説として尊重せらる。されど吾人は之に對して少しく異論無き能はざるなり。夫れ財の功用は物に附着せる性質のものなれば、一定の財の功用は常に一定ならざるべからず。五合を食せる後の一碗の飯も六合を食せる後の一碗の飯も、既に洋傘一本を有せる上の一本も、未だ之を有せざる時の一本も、一碗の飯、一本の洋傘たる財の功用は、常に同一なり。唯夫れ之に對する人の、既に五合の飯を食せる人たると、六合の飯を食せる人たるとにより、既に一本の洋傘を有する人たると、未

だ之を有せざる人たるとにより、是等各種の財に對する慾望の既に充足されたる程度、若しくは充足さるゝを要する度合を異にするが故に、等しく一碗の飯たり、同じく一本の洋傘たる、同一財に對して感ずる慾望を異にすべく、從つて其の上に認むる價值を異にすべきのみ。財の功用は、財の性質に基くものなれば、財の性質にして變化なき限り、財の功用にも亦變化なけれど、財の價值は人の慾望に發するものなれば、財の性質に變化なく、從つて財の功用に變化なきも、之に對する人の慾望の増減により増減すべし。而して一定の場合に於ける一定の慾望は、充さるゝに從つて減少し、充されざるに從つて増加するものなれば、一定の財に對する一定の人の慾望は、既に獲得せる其の財の分量又は獲得し得べき其の財の分量に反比例して定るべく、從つて又

一定の人に對する一定の財の價值は、既に獲得せる其の財の分量又は獲得すべき其の財の分量に反比例して定るべし。是に由つて之を觀れば、財の各部分により、相違を生ずるは、財の功用にあらずして、財の價值のみ。詳言すれば

- 第一、財の價值には、財の全部としての價值、即ち「全部價值」と、一部としての價值、即ち「部分價值」との別あること。
- 第二、同一財の全部價值は、常に同一なれども、各部分價值は常に同一ならざること。
- 第三、財の價值は最初の部分に最大にして、最後の部分に最小なること。
- 第四、財の最後の部分價值は、常に財の價值を決定するものなること。

てふ四大事實あるのみ。從つて又限界功用説にあらずし

て、『限界價值説』のみ、功用漸減の法則にあらずして、『價值漸減の法則』のみ。唯夫れ此の法則は、一定の財を前提とし、一定の人を前提とし、一定の場合を前提とし、結局、財の分量以外一切の事情を、一切同一なりと看做すに於て、始めて適用さるべきものたるを忘るべからず。

参照

訂補國民經濟學原論 第十七章第三節及第四節

價値の種類

第五節

次に一種の財には、常に二種の功用あり。其の一は、財が直接に人の慾望を充足し得る財の功用なり。其の二は、之を以て他の財と交換し得る財の功用なり。空腹を醫する米の功用は前者なり。之に代へて貨幣を得るの功用は後者なり。依つて又同一財に二種の價値を生ず。其の一は直接に人の慾望を充足する財の功用に對する人の主觀的認識の程度なり。之を『使用價値』Value in Use と名

づく。其の二は他の財と交換し得る財の功用に對する人の主觀的認識の程度なり。之を『交換價値』Value in Exchange と名づく。乃ち知る、使用價値は消費に基きて起り、交換價値は交換に基きて發するものなるを。而して彼の所謂『價格』なるものは、實に交換價値に基きて生ずるものなり。之を次章にて説明せん。(註)

註 本邦經濟學者間に於て、Value と Price とに對する用語未だ一定せず。前者に適しては、價値、價直、直打等の語を用ゐ、後者に對しては、價格、代價、物價、價額、估價、價等の語を用ゆ。殊に甚だしきに至りては、前者を價格と稱へ、後者を價値と稱する人あり。初學者は能く此の點に留意して、諸家の書を読むべし。

参照

訂補國民經濟學原論 第十七章第五節

第十六章 價格

價格の意義

第一節 夫れ財の價值は財の功用にあらずして、財の功用に對する人の主觀的認識の程度なるが故に、財の價值は、之に對する人の異なるにより、異なるべきものなり。同一財に就きても、同一ならざる人の、之に對するにより、同一ならざる使用價值を認むべし。即ち甲の人は、甲の財を欲せずして、乙の財を欲し、乙の人は、乙の財を欲せずして、甲の財を歡ぶ。是に於てか、甲乙互の間に、交換起り、甲乙互の財の間に交換價值生ず。斯くて交換起り、甲なる財は乙なる財の分量を以て、又乙なる財は甲なる財の分量を以て、現はされたる甲乙二個の財の交換價值を稱して、甲若しくは乙なる財の『價格』Priceとはいふなり。之を以て、價格とは或る財

が實際に於て、交換さるゝ相手の財の分量の謂なり。換言すれば、財の價格とは、他の財と交換し得る割合をいふ。

參照 訂國民經濟學原論 第十七章第六節及第十八章第一節

貨幣と價格

第二節 是に由つて之を觀れば、價格は交換價值と等し

く、交換に基き發する經濟現象なるが故に、交換なかりし自給經濟時代には價格存せず、交通經濟時代に入りて始めて之を見る。然るに交通經濟時代に入りての後も、當初の交換は、一切財と財との直接交換(即ち物々交換)なりしを以て、財の價格とは、其の實、財と財との交換の割合なりしが、其の後貨幣生ずるに及んで、一切の交換は、一切貨幣の媒介によつて行はるべき間接交換(即ち賣買)となりしかば、財の價格とは、其の實、財と貨幣との交換の割合にして、常に貨幣の分量を以て現はさる。例へば、此の家の價格は五百圓なり、彼

の山の價格は千圓なりといふが如し。

參照 訂補國民經濟學原論 第十七條第六節

價格決定の
法則

第三節 然らば此の家は五百圓なり、彼の山は千圓なりといふが如くに、財の價格の決定する所以は如何。更に今日一石十圓なりし米價が、明日十一圓に騰貴し、明後日九圓に下落するが如くに、財の價格の變動する理由は如何といふに、是全く其の財に對する需要供給の關係によるなり。然らば、需要供給は如何にして定るか。先づ需要の點より説明せんに、需要の高は、

第一、買手の財に認むる價值の多少。

第二、買手の購買力の大小。

第三、買手の競争の有無強弱。

により定る。其の故如何といふに、(一)凡そ吾人が財に對し

て需要を起すは、之に對して價值を認むればなり。價值を認めざれば需要起らず、認むる價值小なれば、需要も亦小に、認むる價值大なれば、需要も亦大なり。之を以て買手の財に認むる價值の多少は、先づ第一に之に對する需要の高を定むべし。(二)されど需要とは唯單に或る人が或る財を欲すといふにあらず。若し然らんには、天下一物として無限に需要存せざるもの無きの道理となる。されば經濟學上所謂需要とは、實際に買入れんとし、若しくは買入れんとするものと見做されたる財の高をいふ。之を分析せんか、需要には先づ

第一、或る人が或る財を欲すること。

の外に、更に

第二、其の人が其の財の價格に相當する貨幣を提供し

得る力を有し、若しくは有するものと見做されたるもの二條件を具備せざるべからず。而して此の如き貨幣を提供し得る力を『購買力』 Purchasing Power と名づく。之を以て買手の購買力の大小は、第二に需要の高を定むべし。(三)更に買手の側の競争にして熾なるときは、需要は意外に強烈なるべく、然らずんば、反對の結果とならん。之に以て買手の競争の有無強弱は、第三に需要の高を定むべし。次に供給の高は

第一、買手の貨幣に認むる價值の多少。

第二、賣品の生産費の大小。

第三、賣手の競争の有無強弱。

により定るべし。更に其の理を説明せん、(一)凡そ財の賣買に際し、之を賣却せん(即ち供給せん)とするものある所以

は、一に全く其の相手より代價として貨幣を得んが爲めのみ。換言すれば、相手より得らるべき貨幣に對し價值を認むればなり。價值を認めざれば供給起らず、認むる價值小なれば供給も亦小に、認むる價值大なれば供給も亦大なり。之を以て賣手の貨幣に認むる價值の多少は、先づ第一に財に對する供給の高を定むべし。(二)されど又翻つて考ふるに、今日市場に於て需要に對し供給生ずる所以のものは、供給に依つて利益せんが爲めなり。而して供給により利益するは、其の財を生産費以上に賣却し得る場合に限る。されば通常生産費以上に於て供給増加し、生産費以下に於て供給減少す。之を以て財の生産費の多少こそ、第二に供給の高を定むるものと謂ふべし。(三)更に又買手の場合と同じく、賣手の競争にして熾なるときは、供給は意外に強烈な

るべく、然らずんば反對の結果とならん。之を以て賣手の競争の有無強弱は、第三に供給の高を定むべし。斯くて一方に需要の高定り、他方に供給の高定る。此の結果、需要の高と供給の高と相一致せば、價格は平準に歸すべく、需要の高優れば、價格は平準以上に定り（即ち物價騰貴）、供給の高優れば、價格は平準以下に定る（即ち物價下落）。

參照

訂補國民經濟學原論 第十八章第三節

價格循環の法則

第四節

是に於てか、價格と需給との間に、第一の法則起る。何ぞや、曰く、

- 一、 需要増加すれば、價格騰貴す。
- 二、 需要減少すれば、價格下落す。
- 三、 供給増加すれば、價格下落す。
- 四、 供給減少すれば、價格騰貴す。

是なり。此の如くして需給の増減を起すものなれども、又反對に、價格の増減が需給の増減を起すべし。是に於てか、第二の法則起る。何ぞや、曰く、

- 一、 價格騰貴すれば、需要減少す。
- 二、 價格下落すれば、需要増加す。
- 三、 價格騰貴すれば、供給増加す。
- 四、 價格下落すれば、供給減少す。

これなり。而して是等の二個の法則は、價格の決定を中心として考ふるときは、第一の法則は事前に起る作用にして、第二の法則は事後に起る作用なるが故に、前後相關聯して、互に因果の關係を結び、互に矯制の作用を行ふ。依つて之を合稱して、『價格循環の法則』と名づく。註）そは兎に角、財の價格とは、其の財と貨幣との交換の割合なりとせば、次に貨

幣の何たるかを説明せざるべからず。

註　されど價格循環の法則なるものは、常に完全に行はるゝものなりやといふに、必ずしも然りと斷言すべからざるものあり。是蓋し其の之を構成する二個の法則中、第一の法則は一般的法則なれども、第二の法則は一般的法則と稱するを得ざればなり。今其の理由を説明せんに、(一)價格騰貴すれば需要減少すといひ、(二)價格下落すれば需要増加すといふは、取捨自在なる便利品若しくは奢侈品の如きものには適用し得べき法則なるも、人間一日も缺くべからずといふが如き、絶対に需要を増減する能はざる日用品に就いては、代用品あらざる限り、充分に適用する能はざる法則なればなり。又(三)價格騰貴すれば供給増加すといひ、(四)價格下落すれば供給減少すといふも、現に巨額の固定資本を要し、多數の熟練職工を要する大工業の如きは、好景氣なればとて、容易に事業を擴張する能はず、不景氣なればとて、容易に事業を縮小する能はず、殊に農業の如きに至りには、米價下落すればとて、直に耕作を廢せざるべく、米價騰貴すればとて、直に産額を

物々交換經濟

交換貨幣
使用價值

増加する能はざるべきは、吾人の夙に目撃する所なればなり。之を要するに、價格循環の法則は、取捨自在なる財か、若しくは増減自由なる財に就いてのみ、完全に行はるべきも、其の然らざるものに於ては、必ずしも正確に行はれ難し。

第十七章　貨幣

第一節

曩に述べたるが如く、昔は各國共に自給經濟狀態なりしが、其の後、人慾の發達と、社會の進歩とは交通の發達を起し、交換の發生を促し、遂に世態は一變して、交通經濟組織となりたり(本書第五章參照)。然るに當初の交通は一地方に限られ、従つて交換のことも亦甚だ幼稚にして、物と物とを直接に交換するてふ、所謂「物々交換經濟」Barter Economyなりしなり。(本書第十四章第一節及第二節參照)。

第二節 然るに其の後益々交換の必要加はり、交通の範圍膨脹するに連れ、物々交換にては、不便に堪へざるに至れり。其の理由は、物々交換にては交換物の種類、數量等、容易に一致し難きより、交換し能はざるの不便あること其の一なり。幸に交換物の種類、數量等に於て一致するも、交換の割合を測定すべき尺度を缺くが故に、容易に交換し能はざるの不便あること其の二なり。又幸に交換の割合定るも、物品の性質により、其の割合通りに分割する能はざるものもあるべく、強ひて分割すれば著しく其の價值を減ずるもの（例へば一對の花瓶の如き）、若しくは全く其の價值を失ふものあるべければ（例へば一幅の書畫の如き）、遂に交換する能はざるの不便あること其の三なり。更に又物品によりては、腐敗し易きが爲め、永く貯藏する能はざるものあるべ

く、又容積大なるが爲め、長途の運搬に堪へざるものあるが故に、往々交換する能はざるの不便あること其の四なり。
第三節 斯くて物々交換にては、不便不都合に堪へざるが爲め、交換の必要加はると共に、相互の交換を容易ならしむるの策として、廣く存在し、一般に需要し、價值の變動少く、變質の憂無く、従つて一切の物品と容易に且つ安全に交換し得べき共通の物品を選定して以て、交換の媒介たらしむるに至れり。之を「貨幣」Moneyとなす。此の故に、貨幣とは一般の交換の媒介物たるものをいふ。

參照 訂補國民經濟學原論 第十九章第一節第一款及第三款

第四節 されど古代の貨幣は、今日吾人が見るが如き貨幣に非ず。其の地、其の地の産業、風俗、習慣により、貝殻、獸皮、穀物、煙草、寶石、布帛等、種々の物を使用せり。之を「物品貨幣」

Commodity Money と名づく。然るに其の後是等諸種の物品は、共に完全なる交換の媒介物たる能はざるものなるを知るに及び、遂に鉛、錫、鐵、銅、銀、金等の金屬を使用するに至れり。之を『金屬貨幣』Metallic Money と名づく。既にして世開け、時進み、文明の進歩と共に、交通交換漸く、激甚の度を加ふるに及びては、賣買毎に、取引毎に、一々貨幣を検し、之を數へ、之を運搬するの煩に堪へざるより、遂に貨幣に代ふべき、紙幣、手形、小切手等をも、合せ用ゆるに至りぬ。之を『代表貨幣』Representative Money と名づく。是今日文明國に於ける現状なり。

第五節 是に由つて之を觀れば、もと貨幣なるものは、物々交換に伴ふ前記四種の不便を除かんが爲めに案出せられたるものなり。従つて貨幣なるもの、職務も、亦四種に分たる。即ち

貨幣の職務

第一、一般の交換の媒介物たること。
第二、一般の價値の尺度たること。
第三、一般の支拂の要具たること。
第四、價値貯藏の手段たること。

是なり。即ち(一)貨幣にして存せんか、人々は隨意の種類並に分量の財を以て、先づ貨幣と交換し、斯くて得たる貨幣を以て、更に隨意の種類並に分量の財と交換し得べし。(二)又貨幣にして存せんか、此の財は五圓なり、彼の財は十圓なり、故に此と彼とは一と二との割合なりといふが如くに、一切の財の價値を測定し得べく、又比較し得べし。(三)更に貨幣は廣く一般に需要するものなるが故に、如何なる場合にても、又如何なる高にても、故障無く支拂の用に供するを得べし。(四)斯くて貨幣は廣く一般の交換並に支拂の用に供し

得べき、極めて重寶なる財なるが故に、之を貯藏するは、即ち
價值を貯蓄することともなるべし。

參照 訂補國民經濟學原論 第十九章第一節第二款

貨幣の材料

第六節 貨幣は以上四種の職務を有し、以上四種の職務
を盡すものを以て、完全なる貨幣なりとせば、完全なる貨幣
は、當然次記八種の資格を具備する材料より成るものなら
ざるべからず。

- 第一、一般の公認する價值を有すること。
- 第二、少量にして、而も高價なること。
- 第三、分割に容易にして、爲めに價值を損せざること。
- 第四、貯蓄に容易にして、爲めに價值を損せざること。
- 第五、品質の一樣なること。
- 第六、價值の變動せざること。

第七、認識し易きこと。

第八、多量に産すること。

されど是等八種の資格を完備するものは、皆無といふべく、
稍之を具備するもの、獨り金銀あるのみ。是今日一般に貨
幣の材料として、金銀を選ぶに至れる所以なり。

參照 訂補國民經濟學原論 第十九章第一節第四款

鑄貨と造幣
主權

第七節 斯くて今日文明國に於ける貨幣は、主として金

銀より成るものなるが、之を從來の如く金銀塊の儘にて使
用せず、一定の純分と、一定の分量とを有し、従つて一定の價
額を表記せる、一定の形状のものに鑄造して、使用するなり。
之を「鑄造化幣」又は「鑄貨」Coinと名づく。貨幣にして鑄貨と
ならば、昔日の如く、授受の際、一々之を秤量するの必要なく、
贋造の虞も少ければ、唯單に其の個數を計算するに於て、事

足る可く、貨幣の功用更に一段を加ふ。而して斯くの如き貨幣を鑄造し得る權利は、今や擧げて國家の手に歸す。之を『造幣主權』Royal Attribute of Coinage といふ。

參照 訂補國民經濟學原論 第十九章第二節第一款

第八節 之を以て、今日文明國に於ける造幣權は、國家に專屬し、國家主權の一に數へられ居ると雖も、又人民より相當の金屬を持參して、鑄造を望めば、國家は之に應ずることあり。之を『自由鑄造』Free Coinage と名づく。然れども又全く人民の望みに應ぜずして、獨り國家が必要と認めたる場合にのみ、自ら鑄造することあり。これを『制限鑄造』Limited Coinage と名づく。通常、次の第十節に於て述ぶる所の本位貨幣に就いては、自由鑄造を許し、補助貨幣に就いては、制限鑄造を守る。(註)

自由鑄造と
制限鑄造と

註 我國現行貨幣法第十四條に曰く

金地金を輸納し、金貨幣の鑄造を請ふ者あるときは、政府は其請求に應ずべし。

又造幣規則第二條に曰く

貨幣製造の爲めに受取る地金は、品位一千分中、金九百九十以上にして、其含有物の性質、造幣に障害無きものに限る。但し含有物銅のみなるときは、金八百九十以上となす。

更に同規則第三條に曰く

貨幣製造の爲め受取る地金は、其量目一百匁以上とす。

參照 訂補國民經濟學原論 第十九章第二節第五款

第九節 此の如くして方今文明諸國に於ては、國家獨り貨幣を鑄造し、發行すべけれど、交通貿易の發達に伴ふて、外國貨幣も入り來るべく、又一旦通用を禁止されたる貨幣にして、尙ほ殘存するものもあるべし。故に、一國の經濟界に

通貨と法貨

文
一層
カ
カ

於て、實際貨幣として流通するもの、即ち所謂「通貨」 Currency なるものの内には、國法上貨幣たるものと、然らざるものと混在す。而して國法上貨幣たるものは、強制通用力(一名強通力)を有し、其の貨幣ならば、法律上完全なる支拂をなし得るものなるが故に、之を「法貨」 Legal Tender と名づく。

第十節 次に此の如き法貨即ち一國の認めたる貨幣の内にも、亦二種の別あるべし。曰く

一、本位貨幣 Standard Money

二、補助貨幣 Subsidiary Money

これなり。「本位貨幣」一名「本位貨」とは、金額に制限なく、法貨たるものなり。即ち「無限法貨」 Unlimited Legal Tender なり。「補助貨幣」一名「補助貨」とは、一定の金額を限り、法貨たるものなり。即ち「有限法貨」 Limited Legal Tender なり。我貨幣法第十

本位貨と補助貨

七條を見るに、「金貨幣は其の額に制限無く、法貨として通用す、銀貨幣は十圓まで、白銅貨幣及び青銅貨幣は一圓までを限り、法貨として通用す」とあり。故に我國に於ては、金貨のみ本位貨にして、銀貨、銅貨は、補助貨なりと知るべし。(註)

註 我國の現行貨幣制度上、本位貨幣たるものは、金貨のみにして、貳拾圓、拾圓、五圓の三種に分れ、補助貨幣たるものは、銀貨及び銅貨にして、銀貨は五拾錢、貳拾錢及び拾錢の三種、白銅貨は貳拾錢、拾錢及び五錢の三種、銅貨は壹錢、五厘の二種に分る。此の外、從來發行の五錢銀貨、貳錢銅貨等は、従前の通り通用せしむ。今、大正八年末の調査に基き、各種貨幣の現在額を擧ぐれば、左の如きものあり。

本位貨幣

金貨

一、〇九九、九六五、五三六^円

補助貨幣

銀貨

一五二、八〇四、四一六

白銅貨

一二、〇一三、二八七

銅貨

一四、二〇九、七九〇

合計

一二七、八九九三、〇二九

參照 訂補國民經濟學原論 第十九章第二節第三款

本位制度

第十一節 然るに本位貨幣は常に一種のみとは限らず、二種なる國もあるべし。是に於てか、貨幣の本位制度に、單復の別を生ず。『單本位制』 Monometallism とは、金若しくは銀孰れか一種の本位貨のみを有する制度をいふ。其の内、金のみを以て本位貨を造るものを『金單本位制』 Gold Monometallism と名づけ、銀のみを以て本位貨を造るものを、『銀單本位制』 Silver Monometallism と名づく。次に『複本位制』 Bimetallism とは、金銀二種の本位貨を備ふる制度をいふ。詳言すれば、金銀二種の本位貨の間に、豫め法律を以て比率を定め置き

紙幣 金銀

Sir Thomas Gresham

グレシヤムの法則

(例へば金一に對して銀十六といふが如き)其の比率に準じて、金銀兩貨共に無限に法貨たる資格を與へ、且つ兩貨共に之が自由鑄造を許する制度をいふ。然らば是等諸種の本位制度中、孰れを可とし、孰れを否とするか。此の問題は從來學者間に議論多かりし所にして、又實際各國政府の採用する所も種々なりしが、現今は學理に於ても、實際に於ても、單本位制の可なるを認め、特に金單本位制最も勢力を得て、世界の諸文明國は、皆之を採用するに至れり。

參照 訂補國民經濟學原論 第十九章第四節

第十二節 斯く各國共に複本位制を捨て、單本位制に移り、銀單本位制を廢して、金單本位制を採るに至りたるは、如何なる理由によるかといふに、之には諸種の原因あれど、其の主なるものは、銀産額の増加に伴ふ銀價の暴落により

『グレシヤムの法則』Gresham's Law 行はれたるの一事に歸すべし。依つて先づグレシヤムの法則なるものを説明せんに、グレシヤムの法則とは、凡そ良貨悪貨並び流通するとき、悪貨は良貨を驅逐すといふに在り。良貨とは、法定の割合より地金としての價格高きものをいひ、反對のものを悪貨といふ。例へば複本位國に於て、法律を以て金銀の比價を、金一銀十五と定めたるに、市場に於ける金銀の相場が、金一銀三十となるに至らば、金貨は良貨にして、銀貨は悪貨なり。斯る場合には、誰しも銀貨に比し、二倍の價格ある金貨を、其の儘貨幣として使用せず、之を地金として兩換商に賣却し、依つて得べき二倍の銀貨を使用し、二倍の利益を收めんとするが故に、良貨たる金貨は次第に消滅し、悪貨たる銀貨のみ獨り蔓るに至るべき道理なり。然るに千八百七十

年代より、世界に於ける銀産額の激増は、銀價の暴落を起し、底止する所を知らざるより、當時、複本位制を採用せる諸國（米國、獨逸、佛蘭西、伊太利、白耳義、瑞西、希臘等）は、忽ちグレシヤムの法則の襲來を受け、到底斯制を維持する能はずして、金單本位制に移り、若しくは移らんとせり。又此の結果、益々銀價の暴落を告げ、爲替相場の激變を起したれば、夫れ迄銀單本位制を固守せる諸國（印度、日本、墨西哥等）も、次第に金單本位制に化するに至り、剩するところは、殆んど支那一國となれり。

參照 補訂國民經濟學原論 第十九章第三節

跛行本位制

第十三節 されど此の際複本位國にして、直に金單本位制に改めんと欲せば、在來の本位銀貨を其の公稱價額にて本位金貨に引換へ、回収し盡さざるべからざる次第なるが、

斯くては左なくも暴落せる銀價を更に暴落せしむることとあり、爲めに其の國は非常の損失を被むるに至るべし。故に、是等の諸國(獨逸、米國、佛國等)は、一時の便法として、本位銀貨の自由鑄造を停止し、依つて以て其の流通額を制限し、依つて以て其の公稱價額を維持し、依つて以て之を本位金貨同様に無限法貨として流通せしめ置き、財政に餘裕生ずるに従ひ、漸次之を回収して、徐ろに金單本位制に移らんとを期せり。之を『跛行本位制』 Limping Standard と名づく。されば跛行本位制とは、金銀二種の本位貨幣を有すれど、其の内、本位銀貨に限り、自由鑄造を禁止せるものをいふ。(註)

參照 訂補國民經濟學原論 第十九章第四節第三款

註 上記諸種の本位制度の外に尙ほ『萬國複本位制』 International Bimetallicism と稱するものあり。萬國複本位制とは、條約を以て金銀の比

金銀
本位制

價を一定し置き之に基きて萬國共通の複本位制を採用するをいふ。此の制度によれば、萬國與に共に同一の法定比率を以て、金銀兩貨を本位貨として使用するものなるが故に、假令金銀の相場に變動生じ法定比率との間に差異を生ずるに至るも、グレンシャムの法則行はれず。又萬國を通じて其の貨幣制度を一にすべければ、茲に世界共通の貨幣生じ、而も貨幣の價格は、常に一定不變なるを以て貿易は安全となり、交通は容易となり、萬國與に共に其の便益に沿すべし。斯く萬國複本位制には、多大の便益を伴ふものなるが故に、學者中之を唱道するもの甚だ多く、列國中之を推すもの亦少からず。現に之が爲めに今日まで既に四回も萬國貨幣會議を開きたる程なるが、常に成功せず、今や一個の空論たるが如き觀あり。是一見不思議の如くなくれど、之には又十分の理由あるなり。即ち此の制度を採るに當りて、約定せざるべからざる法定比率上、各國の利害一致せざること其の一なり。幣制改革に伴うて、財界を紊亂せしむるの虞あること其の二なり。後日條約滿期の際に、再び財界を紊亂せしむるの虞あるこ

と其の三なり。現に金貨本位制を採用する國は、現状の儘にても少しも不便を感じざること其の四なり。

參照 訂補國民經濟學原論 第十九章第四節第三款

第十八章 紙幣

硬貨と軟貨

第一節 前章に於て述べたるが如く、今日一般に貨幣と稱するものは、金屬貨幣なれども、交通の發達し行くに連れ、夫れのみにては取引に不便なるより、別に又輕便なる『紙幣』Paper Moneyなるもの出づ。依つて彼を『硬貨』Hard Moneyと稱し、此を『軟貨』Soft Moneyと稱す。

紙幣の功用

第二節 此の故に、紙幣の功用は、一言以て之を蔽へば、取引に不便なる硬貨に對し、輕便なる代用物を供するの點に存すれど、之を細別せば、次記三種となるべし。即ち

- 第一、高價なる金屬を節約せしめ、且つ其の磨滅喪失の損害を減ずること。
 - 第二、重量なる硬貨の用を省き、依つて取引の敏活を得しめ、貯藏の便を與ふること。
 - 第三、多費なる鑄貨の必要を減じ、通貨の供給を容易ならしむること。
- 是なり。

參照 訂補國民經濟學原論 第二十章第一節

紙幣の種類

第三節 次に紙幣には、諸種の種別あるべし。先づ之が發行者の公私孰れにあるかにより、

- 一、政府紙幣 Government Notes
 - 二、銀行紙幣 Bank Notes
- の別起る。『政府紙幣』とは、政府の發行する紙幣にして、銀行

紙幣』とは、一名「銀行券」とも稱し、銀行の發行する紙幣なり。さきに述べたるが如く、今日文明國に於ては、貨幣を鑄造する者政府に限れども、紙幣に於ては反對にして、之が發行權を特定の銀行に委ね、政府は唯之を監督するのみなるを常とす。現に我國に於ける紙幣の如きも、本土に於ては日本銀行、臺灣に於ては臺灣銀行、朝鮮に於ては朝鮮銀行の發行にかゝる銀行券のみなり。又紙幣は兌換の有無により、二種に分る。

一、不換紙幣 Convertible Paper Money

二、兌換紙幣 Inconvertible Paper Money

の別即ち是なり。「不換紙幣」とは、本位貨幣との兌換をなさざる紙幣をいひ、「兌換紙幣」とは、一名「兌換券」とも稱し、本位貨幣との兌換をなす紙幣をいふ。特に不換紙幣を發行する

所以は、之によつて政府が無利子の資金を得んが爲めなり。故に國貧にして國用足らざるとき、又然らざる迄も、戦争起り國費多端なる場合には、之によつて忽ち巨萬の資金を調達し得べきの利益あれど、斯る利益あるが故に、住々にして濫發し易く、而も兌換券の如き伸縮力を缺くが故に、過剰の部分永らく市場に停滯せしめて、遂に紙幣の暴落となり、物價の暴騰となり、財界を攪亂するに至るの大害を伴ひ易し。(註)

註

我國に於ては、明治維新の際、戦亂打續き、國用足らず。各藩各々藩

札なる不換紙幣を濫發せしが上に、中央政府も亦大政官札、民部省小札、新紙幣等諸種の不換紙幣を發行し、當初は兌換券として發行せる大藏省兌換證券、開拓使兌換證券、國立銀行券迄をも、後には不換紙幣と化せしめしかば、其の數巨額に上れり。殊に明治十年西南戦争起るや、軍費に供せんが爲め、約四千七百萬圓の不換紙幣を増發せり。

斯くて當時我國に於ける紙幣は、悉く不換紙幣にして、其の高無慮一億六千五百萬圓に上りぬ(明治十一年末調査)。是に於てか、紙幣は大に下落して、明治十四年には、銀貨一圓に付き紙幣一圓七十錢の相場を現はせり。之を以て紙幣整理の議起り、其の結果、明治十五年、日本銀行を設立し、之をして、不換紙幣たる國立銀行紙幣の合同消却の衝に當らしむると同時に、同じく不換紙幣たる政府紙幣消却基金の増加を企て、之が消却を促せしかば、明治十七年五月に至りて、銀紙の開き全滅し、之と同時に日本銀行兌換券を發行して、不換紙幣に代へ、遂に明治三十七年に至りて、悉皆引換を了りたれば、爾來、全く兌換券のみとなれり。

世界大戰前の文明國に於ては、不換紙幣を發行するもの一もなく、紙幣はその實悉く兌換券たるの觀ありき。然るに、大戰の結果、歐洲各國、孰れも、或は法律を以て、或は事實に於て、銀行券の兌換を停止し、且政府紙幣を増發したる爲に、是等の不換紙幣は、忽ち市場に漲溢し、物價暴騰、各國皆市場の紊亂に苦むに至れり。

單一銀行發行法
多銀行發行法

參照

訂補國民經濟學原論 第二十章第二節及第三節

第四節 然らば兌換券は、如何にして之を發行するかといへば、國家は一定の條件の下に、特定の銀行をして之を發行せしめ、自ら監督の地位に立つなり、而してかゝる特定の銀行が、唯一の中央銀行たる國あり。また多數の特許銀行たる國あり、前の場合には、單一銀行發行法となり、後の場合には、多數銀行發行法となる。いづれも一理あれど、大體に於て、單一銀行發行法を以て優れりとなす。其の理由は

- 第一、單一銀行發行法によれば、責任の歸する所明なるより、發行銀行の注意周到となること。
- 第二、單一銀行發行法によれば、兌換券の伸縮、金利の高低等をして、統一せしむるを得ること。

第三、單一銀行發行法によれば、政府の監督容易なるより、發行銀行の專横を制し得べきこと。

等にあるなり。之を以て、方今各國共に、中央銀行を設け、茲に兌換券發行權を集中し、若しくは集中せんとす、我國の如きも、明治五年國立銀行條例發布以來、多數の國立銀行をして各紙幣を發行せしめしが、次第に之が統一の必要を感ずるに至りたれば、明治十五年、日本銀行を設立し、國立銀行の營業滿期を待つて、茲に兌換券の發行權を集中せり。

參照 補國民經濟學原論 第二十章第四節

兌換準備

第五節 次に兌換券の發行は、之を唯一の中央銀行に集むるも、將又之を多數の特許銀行に許すも、既に兌換券たる以上は、之に對して相當の兌換準備を設けしむるを要す。兌換準備に二種あり。

一、正貨準備 Specie Reserve

二、保證準備 Security Reserve

即ち是なり。『正貨準備』とは、金銀貨又は地金銀より成る兌換準備なり。『保證準備』とは、確實なる有價證券より成る兌換準備なり。兌換準備にして、兌換券發行額に等しき正貨準備ならんには、安全なること此の上無けれど、夫れにては硬貨使用の不便と、其の磨滅喪失の損失とを避くるのみにして、硬貨を節約するてふ兌換券の功用を没却するが上に、發行者に取つて何等の利益なきのみならず、却つて兌換券の製造並に發行の費用を損することとなるべければ、誰しも之が發行を肯ぜざるべし。且つ夫れ、一般人民にして兌換券の便益を悟り、之を信用する以上は、一國日常の取引上、常に流通市場に止めて以て、便宜を圖らざるべからざる一

定の兌換券額なるものあるべし。是兌換券の「最少流通額」と稱せらるゝものにして、此の高まては、兌換の請求を受くる危険殆絶無なるべきを以て、強ひて正貨準備を設くるの必要無く之を保證準備に委して、毫も差支なきなり。以上は兌換準備に二種生ずる所以なるが、然らば是等二種の兌換準備を、如何なる割合に定むべきか。是正しく兌換券發行制度の問題なり。

參照 訂補國民經濟學原論 第二十章第五節

各國の兌換券發行制度

第六節 方今各國に行はるゝ兌換券發行制度には諸種あり。第一種は、保證準備により發行し得る兌換券額を法定し置き、其の以上は悉く正貨準備を設けしむるものなり。之を「一部準備法」Partial Deposit Methodと名づく。英吉利の現行制度是なり。第二種は、兌換券發行額に對する一定の割

合丈けは(例へば兌換券發行額の三分の一又は四分の一といふが如き)常に正貨準備を設けしむるものなり。之を「比例準備法」Proportional Reserve Methodと名づく。白耳義並に和蘭の制度是なり。第三種は、兌換券發行額の最高限のみを法定し置き、兌換準備に關しては、何等の制限を設けざるものなり。之を「最高發行法」Maximum Issue Methodと名づく。佛蘭西の制度是なり。第四種は、保證準備にて發行し得べき兌換券の最高額を法定し置き、其の以上は悉く正貨準備を設けしめ、尙ほ非常の場合には、政府の認可と一定の發行税の上納により、保證準備にて上記の制限以上の發行を許すものなり。之を「伸縮制限法」Elastic Limit Methodと名づく。大戦前の獨逸並に我國の制度是なり。以上四種の兌換券發行制度は各々特長あれど、通じて論ずる時は、曩きの獨逸

及び今の我國の發行制度たる伸縮制限法を以て、最も完備せる制度と謂ふべし。

我國の兌換券發行制度

參照 訂補國民經濟學原論 第二十章第六節

第七節 仍て一通り我國の制度を説明せん、之には自ら三種の發行法を含むものゝ如し。即ち先づ、第一に我國に於ける兌換券の最少流通額(本章第五節參照)たる一億二千萬圓を限り、日本銀行をして、保證準備により兌換券を發行するを許し、第二に日本銀行にして其の以上に兌換券を發行せんとするときは、悉く正貨準備を設けしめ、第三に日本銀行にして臨時に兌換券増發の必要を感じずる場合には、豫め政府の認可を得、且つ一定の發行税を上納せしめて、保證準備により、上記一億二千萬圓の制限以外に發行を許す。而して此の如き制限外の發行は、永く繼續するかといふに

然らず。斯る制限外發行を必要とするが如き、金融逼迫の場合には、自ら金利も高ければ、發行税を支拂ふて兌換券を増發するも、尙ほ且つ利益を得べけれど、金融緩漫となり、増發の必要無きに至らば、金利も亦自ら下落すべければ、最早收支相償はざるに至るべきが故に、制限外發行は自ら滅却し遂に消滅に歸する理なり。斯くて此の法は、機に臨み、變に應じ、兌換券發行額を伸縮自在ならしめ得るより、伸縮制限法と稱せらるゝ次第なり。(註)

註 最近の調査に基き、日本銀行の兌換券發行額及び兌換券準備額の内容を示せば左の如し。(大正八年末調査)

兌換券發行額

一、五五五、一〇〇、五二二^四

正貨準備

金貨及び金塊

七〇二、〇一六、〇四〇

銀貨及び銀塊

| | |
|--------|-------------|
| 合計 | 七〇二、〇一六、〇四〇 |
| 保證準備 | |
| 公債證書 | 四八、四四四、七〇〇 |
| 大藏省證券 | |
| 政府證券 | 二二、〇〇〇、〇〇〇 |
| 其他證券 | 二五二、二四一、〇六九 |
| 商業手形 | 二八〇、四三八、七一三 |
| 合計 | 六〇三、一二四、四八二 |
| 制限外發行額 | 四八三、一二四、四八二 |

參照 訂補國民經濟學原論 第二十章第七節

第十九章 信用

信用の意義

第一節 今日の經濟社會に於ける取引には、二種あるべし。其の一は財(物品)を引渡すと同時に相手の財(貨幣)を受

取る取引なり。これを『現金取引』Cash Transactionといふ。其の二は財(物品)を引渡し置きて、後日に相手の財(貨幣)を受取る取引なり。これを『信用取引』Credit Transactionといふ。彼の帳付、帳合と稱する掛取引は勿論、爲替手形、約束手形、小切手の如き、信用證券の授受による一切の取引、皆之に屬す。而して斯る信用取引は何に基きて發生し來れるものなりやといふに、それは疑も無く一片の『信用』Creditなり。然らば信用とは何ぞや。曰く、約束を守るべしとの他人に對する、信認是なり。

參照 訂補國民經濟學原論 第二十一章第一節

信用の種類

第二節 次に信用には、『對物信用』Real Creditと『對人信用』Personal Creditとの二種あり。對物信用とは、擔保物あるより、發生する信用なり。従つて擔保物無ければ、發生し難き信

用なり。之に反し、對人信用とは單に債務者の人格に對して、發生する信用なり。従つて債務者の人格良からざれば、發生し難き信用なり。擔保品附の貸付、見返品附の割引、又は荷爲替の如きは、前者に屬し、商業手形の割引の如きは、後者に屬す。故に對物信用は信用の幼稚なる形式と見るべく、對人信用は信用の發達せる形式と謂ふべし。

參照 訂補國民經濟學原論 第二十一章

信用機關
(銀行)

第三節 斯くて信用取引の發達し行くに連れ、自ら信用の授受に當る機關生ず、之を『信用機關』と名づく。而して信用機關中、其の主なるものは、即ち『銀行』Banksなり。方今、銀行の業務となる所は種々なれども、預金、貸付、割引を以て主務とす。即ち銀行は先づ銀行當局者の人格と、其の資本金(後には積立金も加はる)とにより、信用を高め、之により一方

に於て廣く遊金を蒐集して、預金の膨脹を圖ると同時に、他方に於て確實なる貸付又は割引をなして、之が利殖の途を講ずるに在り。此の如くして、銀行は其の間に金利の鞘を利すべく、社會は其の間に金融の便を享くべし。(註)

註 最近の調査に基き、我國に於ける各種銀行の一覽表を擧ぐれば左の如し。(大正八年末調査)

| 銀行 | 行數 | 資本金 千円 |
|---------|----|-----------|
| 日本銀行 | 一 | 六〇、〇〇〇 |
| 横濱正金銀行 | 一 | 一〇〇、〇〇〇 |
| 日本勸業銀行 | 一 | 四〇、〇〇〇 |
| 農工銀行 | 四六 | 六九、五〇〇 |
| 朝鮮銀行 | 一 | 四〇、〇〇〇 |
| 臺灣銀行 | 一 | 六〇、〇〇〇 |
| 北海道拓殖銀行 | 一 | 一〇、〇〇〇 |

| | | |
|--------|-------|-----------|
| 日本興業銀行 | 一 | 五〇、〇〇〇 |
| 貯蓄銀行 | 六五九 | 三四一、三三〇 |
| 普通銀行 | | |
| 株式銀行 | 一、一八二 | 一、〇六二、一一七 |
| 合名銀行 | 四九 | 九、五〇四 |
| 合資銀行 | 七四 | 一〇、一一二 |
| 株式合資銀行 | 一 | 二〇〇 |
| 個人銀行 | 三九 | 一、九〇二 |
| 總計 | 二、〇七二 | 一、八一九、八四〇 |

參照 補國民經濟學原論 第二十一章第三節

信用の利益

第四節 是に由つて之を觀れば、信用は多大の利益を經濟社會に與ふるものなること論なけれども、尙ほ一應其の利益を列舉すれば左の如し。

第一、信用は資本の分量を増加するの力あること。

第二、信用は資本の功力を増加するの力あること。

第三、信用は交易を敏活ならしむるの力あること。

第四、信用は大に貨幣を節約するの力あること。

第五、信用は社會の風潮を良化するの力あること。

今其の理由を説明すれば、(一)信用は資本にあらざれども、信用にして發達し、信用機關にして整備せんには、これまで、浪費されたる財も、貯蓄されて、資本と化すべく、今まで、死藏されたる富も、預金となりて、資本を増加すべし。(二)又世には資本餘りあつて力量足らざる者あると同時に、力量餘りあつて資本足らざる者あるべし。斯る際に、一片の信用は能く兩者の結托を促し、組合となり、會社となりて、資本餘りある者は資本主となり、力量餘りある者は企業家となり、二者協力、能く資本の功力を増加し得べし。(三)且つ夫れ信用に

して發達するに至らば、手形、小切手、帳附、帳消、手形交換、振替、勘定等、極めて簡便なる方法により、巨額の取引、多額の支拂、遠方の送金等を辨ずるを得なければ、一切の交易は敏活となるべく、隆盛となるべし、(四)更に又此の當然の結果として貨幣の必要を減じ、貨幣を節約し得ること、多大なるべし、(五)斯くて信用の利益著大なるが故に、自ら信用を重んずるの美風興り、小にしては個人の品性を高め、大にしては社會の風潮を一新せん。

信用の弊害

第五節

されど一利一害は數の免れざる所にして、一得一失は常に相伴ふ。即ち信用には以上五種の利益あると同時に、又次記五種の弊害存す。

- 第一、信用は恐慌をして激甚ならしむること。
- 第二、信用は過剰生産の弊害を起し易きこと。

第三、信用は過度の投機心を誘發せしむること。

第四、信用は浪費の弊に陥り易からしむること。

第五、信用は貧富の懸隔を甚大ならしむること。

是なり。是亦其の所以を説明せん、(一)信用發達の功果は、現金取引の煩を避けて、信用取引の便に依らしむるにあれば、此の結果、一切の取引は、一切後日に決算を残し、經濟社會は悉く信用てふ一條の連鎖により聯結せらるゝに至るが故に、萬一、其の内の或る一點に於て、破綻を生ぜんか、忽ち恐慌となりて、全體に動搖を起し、被害の程度測り知るべからざるものあるに至らん。(二)又信用は無資産者に資本を與へ、有資産者に資本を加へ、信用多きに乗じて、其の實力に數倍數十倍の事業を經營せしむるの利益あれど、此の結果、投機熱の勃興を促すことあるべし。(三)然らざる迄も、好景氣

に乗じて、思はず知らず擴張せる事業が、一朝不景氣とならば、忽ち過剰生産を起して、意外の失敗を招くことあるべし。(四)且つ夫れ信用の發達は、金ある者に貯蓄を奨励すると同時に、金なき者に浪費を奨励するの弊あり。現今金なきも、帳附により物を買入れ得べくんば、月末の支拂を顧慮せずして、過分の生計を營むに至るは我國に於ける中等以下の社會に於て、屢々目撃する所なり。(五)更にまた信用は、無資産者をして資本を得しむべしといふと雖も、通常、無資産者の信用は、有資産者に及ばず、故に、信用の發達に伴うて、無資産者も利益を享くべけれど、到底、有資産者の享くる利益に及ばざること遠し。今日銀行の得意先となりて、常に低利なる資金の融通を享け、手形の發行並に割引の利益に浴し得るものは、小資産家にあらずして、大資産家なり。少くと

も中等社會以下の人々にあらずして、以上の人々なり。此の結果、富者は益々便宜を得て愈々富に、貧者は益々不利に陥りて愈々貧に、社會に於ける貧富の懸隔は、信用の發達と共に、多々益々甚だしきを加ふ。是銀行以外に、中等社會以下の人々にも、充分に金融の便宜を得しむべき、信用組合設立の必要起る所以なり(本書第十三章第十節參照)。

參照 訂補國民經濟學原論 第二十一章第四節

第四編 分配論

第二十章 分配

現行の生産
への止業の
式二見

利子地代 一五八

賃銀 利潤

分配の意義

地主
労働者
資本家
人止業の

第一節 『分配』 Distributionとは生産の結果得たる財を其の生産に参加したる人々の間に分配するをいふ。其の昔自給經濟時代に於ては、一切の生産は、一切一家一門の中に行はれたるが故に、分配のこと起らざりしも、其の後、慾望の發達は、生産の増加を必要とし、生産の増加の必要は、他人の助力を必要とするが故に、遂に生産の結果得たる財を他人に分與せざるべからざるに至り、茲に分配てふ新經濟現象現はるゝに至れるなり。

参照 訂補國民經濟學原論 第二十二章第一節

所得の種類

（原産的財）
一次財
地代
賃銀
利潤
賃銀
賃銀
賃銀

第二節

然らば今日如何なる人々の間に、生産の結果たる財の分配行はるかといふに、曩に述べたるが如く、今日の生産には、土地を要し、勞力を要し、資本を要し、是等三生産要素を綜合して、生産に従事する企業者あるを要す。されば生産の結果たる財の分配に與るものは、

- 一、地主
- 二、労働者
- 三、資本主
- 四、企業家

の四者たるべく、従つて又分配の結果として生ずる『所得』Incomeにも四種の別を生ずべし。

- 一、土地所得、即ち地代
- 二、労働所得、即ち賃銀

- 三、資本所得、即ち利子
- 四、企業所得、即ち利潤

即ち是なり。

參照 訂補國民經濟學原論 第二十二章第二節

所得の分配

浮浪

第三節 されど事の實際に於て、上記四種の人、必ずしも別々の人に非ず。企業家にして、同時に資本主たり、労働者たる場合もあれば、(小工場主の如く)、又地主にして、同時に企業家たり、資本主たり、労働者たる場合もあるべし(自作地主の如き)。此の結果、上記四種の所得も、亦必ずしも別々の人に屬せずして、同時に同一人の所得を構成するにあらべし。又直接に生産の結果たる財の分配に與る者は、上記四種の人々なれども、此の外に尙ほ間接に生産の結果たる財の分配に與るものあり。官吏、公吏、學者、教員、軍人、僧侶、醫師、辯護

士、僕婢、不具者等、所謂不生産的階級に屬する人々にして、一定の事由に基き、一定の形式(例へば、俸給、謝儀、恩給、年金、給金、救恤等の如き)により、分配に與る者あるべく、國家、市町村の如きも亦租税、手数料等の形式により分配を享くるなり。而して直接に生産に参加し、從つて直接に分配に與るが爲め生ずる所得を「原生所得」又は「第一次所得」と稱し、間接に生産に参加し、從つて間接に分配に與るより生ずる所得を「副生所得」又は「第二次所得」と稱す。斯くて一國の財は、一切の階級の間に分たれ、一切の人々の所得を造るなり。

參照 訂補國民經濟學原論 第二十一章第三節

第四節 所得には、原生所得と副生所得との別あるの外、尙ほ「財産所得」と「勤勞所得」との別あり。財産所得とは、財産の所有に基因して生ずる所得なり。土地より生ずる地代、

財産所得と勤勞所得

互に不勞の財

資本より生ずる利子の如き(殊に公債の利子、株式の配當金の如き)之に屬す。勤勞所得とは、勤勞の結果より生ずる所得なり。勞働より生ずる賃銀は勿論、醫師、辯護士、教師、技師等の所得も亦之に屬す。然るに財産所得は確實にして永久に亘り、之を得るに別段の勞費を要せざるに反し、勤勞所得は不確實にして、一時に限り、之を得るに多大の勞費を要し、而も其一部を貯蓄して、後年の計を爲さざるべからざるものなり。之を以て所得の高に應じて課する所の所得税の如きは、常に此間の區別を明かにし、税率は前者に重く、後者に輕からしめずば、以て課税の公平を得るものとは謂ひ難からん。

第二十一章 地代

地代の意義

第一節 『地代』 Rent とは、土地の所有に基きて生ずる所得をいふ。然るに今日文明國に於ける土地には、自然天然の儘なるもの甚だ稀にして、多くは之に資本を投じて、美化せるものなるが故に、實際に地代として支拂はるゝものゝ内には、資本の利子をも含むを常とす。之を『實際地代』Actual Rent と名づく。されど又之と同時に、如何に人力により美化されたる土地にも、尙ほ自然天然の儘なる原始的土地たる部分存すべければ、之が所有に基き生ずる所得あることも考ふるを得べし。之を『自然地代』Natural Rent 又は『原始地代』Original Rent と名づく。而して實際地代は、彼の『小作料』又は『借地料』なるものと同一義にして、世俗に所謂『地代』なるものに當れど、之を經濟學上の地代なりとして論ずるときは、自ら地代の内に利子をも含むに至り、地代と利子との區別

明瞭を缺く。此の故に、自然地代こそ、經濟學上地代と稱すべきものなれ。

參照

訂補國民經濟學原論 第二十三章第一節

リカードの地代説

第二節

然らば天然の儘なる土地に地代生ずる理由如何。此の理を説明せるものを「リカードの地代説」 Ricardian Theory of Rent とす。其の説に曰く、凡そ地代なるものは、

第一、地味に優劣の別あること。

第二、地位に便否の差あること。

第三、人口に増加の勢あること。

第四、收穫に漸減の理あること。

てふ四種の原因の綜合に基き發するものなり。夫れ土地は、天然のまゝにても、(一)地味に於て優劣の別あるべく、(二)地位に於て便否の差あるべし。此の結果、土地の自然的生産

力に差等あるに至り、上田、中田、下田の別起る。(三)然るに人口尙ほ稀薄なる國又は時代には、衣食住の料を要すること少きが故に、誰しも收穫多くして且つ耕作に便なる上田のみを選びて耕すべく、中田又は下田迄も耕すの必要を感じざるが故に、耕されたる土地の收穫に多少の別生ぜず。されど人口は次第に増加の傾向あるが故に、人口稠密なる國又は時代に至らば、衣食住の料を要すること次第に多きを加へ、増收穫の必要次第に切なるを覺ゆ。(四)然るに土地には收穫漸減の法則ありて(本書第十章第三節參照)、如何なる上田にても無限に收穫の増加を望み難し。是に於てか、最早上田のみにては不足なり、勢ひ中田をも耕さざるべからず。最早中田のみにては不足なり、更に下田をも耕さざるべからず。即ち人口の増加と共に、自然的生産力に差等

ある各種の土地を、一齊に耕さざるべからざるに至る。事
茲に至らば、同一地積の土地と雖も、上田は中田より、中田は
又下田より、各其の自然的生産力優秀なるが爲め、増收穫を
得るに至らん。此の増收穫は、其の上に放下せる資本の結
果にも非ず、又其の上に投下せる勞力の結果にも非ず、實に
其の土地の自然的生産力の優秀なるに基く自然の産物に
外ならざるが故に地代とはなるなりと。

參照

訂國民經濟學原論 第二十三章第二節

第三節 是に由つて之を觀れば、地代發生の原因は、土地
に自然的生産力(即ち地力)あるが爲めのみには非ずして、(一)
土地の自然的生産力に差等あるが故に、上中下田の別を生
ずること、(二)土地の自然的生産力に限度あるが故に、上中下
田を一齊に耕さざるべからざるに至ること、(三)斯くて人口

の増加と共に、漸次耕作すべき土地の收穫に差異を生ずる
ことの三事に歸す。而して此の收穫の差異こそ、地代なる
が故に、現に耕作されつゝある土地中の最下田、即ち所謂「耕
境」Margin of Cultivationにある土地には、毫も地代生ぜざると
共に、それ以上の土地には、それ以上なるに従つて、益々多く
の地代を生ずべく、而して人口の増加と共に、耕作すべき土
地の面積次第に増加し、耕境次第に下るが故に、其の以上の
土地には、時と共に益々地代を加ふ。是に於てか、吾人は次
記三個の事實を發見すべし。曰く、

第一、一切の土地に悉く地代を生ぜざること。

第二、各土地の地代は必ずしも同一ならざること。

第三、地代は次第に増加の傾向を有すること。
是なり。(註)

註 以上論ずる所によれば、凡そ地代なるものは、地主が之に資本を投じたる爲めに發生せるものに非ず、又地主が之に勞力を加へたる爲めに發生せるものにも非ず、全く自然の結果に發する偶然の所得にして、而も時と共に益々増加すべき自然の運命を有するものなれば、之を自然の儘に放任して、地主の所有に歸せしむるは、全然不當なりとの議論生ず。共產主義又は社會主義の土地公有論は勿論土地單説論の如き、土地國有論の如き、何れも論據は茲に在るなり。此の説一理無きにあらざれども、土地にして公有又は國有と化せんか、土地の改良行はれず、土地の收穫増加せず、一害去つて一害來るの恐なき能はざるなり。尙ほ詳しくは、拙著^{訂補}國民經濟學原論第二十三章第三節を參考せらるべし。

第二十二章 賃 銀

第一節 『賃銀』Wages (註) とは、勞働に、基き、生ずる、所得をい

賃銀の意義

ふ。而して勞働には、肉體勞働あり、精神勞働あるが故に、之に基き生ずる賃銀にも大小の別あるべく、之を受くる勞働者にも貴賤の別あるべけれど、凡そ産業上、企業家としての勞働以外の勞働に基き生ずる所得は、皆賃銀なり。

註 賃銀 Wages に就いても、本邦經濟學者間の用語一定せず。經濟書により、賃金、給金、給料、勞銀等、種々の文字を用ゐる居れど、其の意義に於て差異なければ、初學者は其の心して讀むべし。

參照 ^{訂補}國民經濟學原論 第二十五章第一節

第二節 賃銀には、『實物賃銀』Natural Wages と『貨幣賃銀』

Money Wages との別あり。實物賃銀とは、物品を以て支給する賃銀をいふ。之に用ゆる物品は、主として日用品なり。貨幣賃銀とは、貨幣を以て支拂ふ賃銀をいふ。今日賃銀といへば、其の名の示すが如く、人は直に貨幣を聯想すれども、

賃銀の種類

昔は随分實物賃銀多かりき。今日にても、田舎に至れば、尙ほ之を見ること少からず。次に賃銀には又「名義賃銀」Nominal Wages と「實質賃銀」Real Wages との別あり。名義賃銀とは、労働者が賃銀として收得すべき貨幣の高をいひ、實質賃銀とは斯くて收得せる貨幣にて購入し得べき財の高に見積れる賃銀をいふ。即ち前者は貨幣の金額にて現はされたる賃銀にして、後者は貨幣の購買力にて現はされたる賃銀なり。然るに物價にして變動無きときは、名義賃銀と實質賃銀との間に變化無きも、物價にして變動せば、名義賃銀は同一なるも、實質賃銀は大に變化すべし。即ち物價下落すれば實質賃銀増加し、賃銀引上と同一の功果あるべく、物價騰貴すれば實質賃銀減少し、賃銀の引下と同一の影響を受くべし。而して今日多數の労働者は皆賃銀によつて衣食

するものなれば、名義賃銀に變化無きも、萬一、實質賃銀にして減少せんには、彼等は直に生活難を感ずべし。従つて賃銀の引上を迫るに至るべし。

参照 訂補國民經濟學原論 第二十五章第二節

第三節 されば賃銀とは通常企業家が雇入れたる労働者の労働に對して支拂ふ報酬に外ならざるが、之を計算する方法に就き二種の別起る。其の一は、労働せる時間の長短に應じて支拂ふものなり、之を「時間拂賃銀」と名づく。其の二は、仕事の出來高に應じて支拂ふものなり。之を「個數拂賃銀」と名づく。

次に是等二種の賃銀に就き、其の利害得失を比較研究せんに、時間拂賃銀には、

第一、賃銀額を定め、又は之を計算するに簡便なること。

時間拂賃銀
と
個數拂賃銀

第二、企業家をして容易に勞力に關する生産費を豫算し得しむべく、又勞働者をして容易に其の收入を豫知せしむること。

第三、勞働者をして時間を吝まず、充分仕事に入念ならしむべければ、粗製濫造の弊を起さざること。

等の利益あれども、之と同時に又時間拂賃銀には、

第一、伎倆と報酬とを一致せしめ難きが爲め、自然勞働者をして怠慢ならしめ、出來高の多きを期し難きこと。

第二、前記の弊害を除去せんと欲せば、勢ひ監督費の増加を來すこと。

第三、然らずんば、雇主をして勞働者の怠慢を覺悟せしむるが爲め、動もすれば、賃銀低きに失するの傾向を生ずること。

等の弊害を伴ふべし。之に反し、個數拂賃銀には、次記三種の利益あるべし。即ち

第一、伎倆と報酬とを一致せしめ、得るが爲め、自ら勞働者をして勤勉ならしめ、以て出來高の多きを期し得ること。

第二、従つて大に監督の勞力費用を節約し得ること。

第三、又従つて仕事の速成を尊ぶ場合に適切なること。是なり。されど之と同時に又個數拂賃銀には、

第一、仕事の性質上協力を要し、各自の働を個別的に精算し難き場合には適用し難きこと。

第二、過勞に陥り易く、浪費に向ひ易く、爲めに勞働者の心身を傷ふの虞無き能はざること。

第三、勞働者が出來高の多きを欲するが爲め、自ら粗製